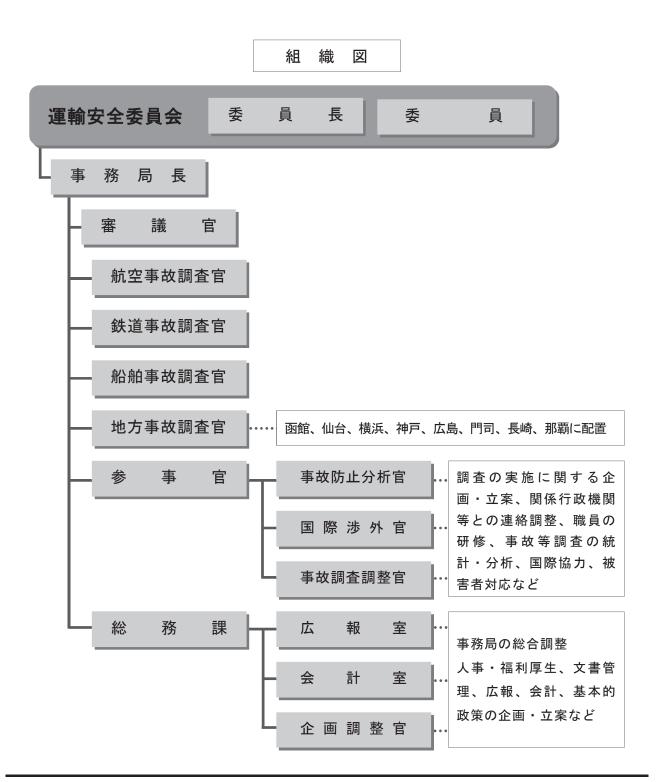
資 料 編

資料編目次

| 1 | 組織の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|----|--|----|
| 2 | 委員会及び各部会の審議事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 委員紹介 | 3 |
| 4 | 運輸安全委員会の業務改善について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 5 | 航空機の種類別発生件数の推移(航空事故)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 26 |
| 6 | 航空機の種類別発生件数の推移(航空重大インシデント)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| 7 | 調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道事故)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 29 |
| 8 | 調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道重大インシデント)・・・ | 29 |
| 9 | 水域別発生件数(船舶事故等) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 31 |
| 10 | 事故等種類別発生件数(船舶事故等) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 31 |
| 11 | 船舶の種類別発生隻数(船舶事故等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 12 | トン数別発生隻数(船舶事故等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| 13 | 平成 28 年 事故等種類・船舶の種類別発生隻数(船舶事故等)・・・・・・・ | 33 |

1 組織の概要

運輸安全委員会の組織は、委員長及び 12 名の委員と 180 名の事務局職員から成り立っています(平成 28 年度末現在定員)。事務局には、事故等調査を行う航空、鉄道及び船舶事故調査官、事務局の総合調整等を行う総務課、事故等調査の支援、各種分析、国際的な連携などを専門に行う参事官が置かれています。また、船舶事故等(重大なものを除く。)の調査及び航空・鉄道事故等の初動調査の支援を行うため、地方事故調査官及び調査を支援する専門の職員を全国 8 か所の地方事務所(函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎、那覇)に配置しています。



2 委員会及び各部会の審議事項

事故等の調査が進捗し、事実関係や事故等の原因、要因等が一定の範囲で明らかになったとき、事故調査官はこれらを取りまとめて調査報告書案を作成します。調査報告書案はその後、委員会又は部会において審議されますが、下表に示すとおり、委員会では非常に重大な事故に関する事項を、また総合部会では特に重大な事故に関する事項を、それぞれ審議の対象としていますので、ほとんどの調査報告書案は、各モード別に置かれた部会(航空部会、鉄道部会、海事部会、海事専門部会)において審議されます。

委員会は委員長を含む8名の常勤委員と5名の非常勤委員によって構成され、その会議は委員長が招集しますが、部会は部会毎に関連する分野の委員によって構成され、その会議は部会長が招集します。委員会、部会ともに議事は出席者の過半数でこれを決しますが、いずれも構成する委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することはできません。

また、委員会及び部会には、事務局からも事務局長、審議官、参事官、首席事故調査官、担当事故調査官などが陪席します。

委員会及び各部会の審議事項

| 部 会 等 | 審議する事項 |
|---------|---|
| 委員 会 | ・被害の発生状況、社会的影響その他の事情を考慮し非常に重大な事故と委員会が認める事項 |
| 総合部会 | ・特に重大な事故に関する事項 ① 10 人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの ② 20 人以上の死亡者、行方不明者又は重傷者が発生したもの (①②とも、航空、船舶については旅客運送事業に限る) ・その他委員会が認める事項 |
| 航空部会 | ・航空事故及び航空重大インシデントに関する事項 (総合部会が処理するものを除く) |
| 鉄 道 部 会 | ・鉄道事故及び鉄道重大インシデントに関する事項 (総合部会が処理するものを除く) |
| 海事部会 | ・船舶事故及び船舶インシデントであって委員会が重大と認めるものに関する事項 (総合部会及び海事専門部会が処理するものを除く) |
| 海事専門部会 | ・船舶事故及び船舶インシデントに関する事項 (総合部会及び海事部会が処理するものを除く) |

3 委員紹介

平成29年4月1日現在

中橋 和博(なかはし かずひろ) 委員長(常勤)、航空部会長

平成 28 年 2 月 27 日運輸安全委員会委員長に任命 航空宇宙工学・数値流体力学を専門分野 として航空部会・鉄道部会・海事部会に所属

略 歴:東京大学大学院工学系研究科博士課程 博士(工学) 元東北大学大学院工学研究科 教授 元国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 理事

石川 敏行(いしかわ としゆき) 委員(常勤)

平成 22 年 3 月 15 日委員任命 現在 3 期目 行政法などの法制を専門分野として 航空部会・鉄道部会・海事部会に所属

略 歴:中央大学大学院法学研究科修士課程 博士(法学) 元中央大学法科大学院 教授

宮下 徹(みやした とおる) 委員(常勤)、委員長代理、航空部会長代理

平成 28 年 2 月 27 日委員任命 航空機の運航と整備等を専門分野として航空部会に所属 略 歴:東京大学工学部航空学科 元公益財団法人航空輸送技術研究センター 専務理事

丸井 祐一(まるい ゆういち) 委員(常勤)

平成 28 年 12 月 6 日委員任命 航空機操縦を専門分野として航空部会に所属 略 歴:航空大学校卒 元全日本空輸株式会社安全推進センター 副センター長

奥村 文直(おくむら ふみなお) 委員(常勤)、鉄道部会長

平成 28 年 12 月 6 日委員任命 鉄道工学、地盤工学を専門分野として鉄道部会に所属 略 歴:東京工業大学工学部土木工学科卒 博士(工学) 元公益財団法人鉄道総合技術研究所 理事

石田 弘明(いしだ ひろあき) 委員(常勤)、鉄道部会長代理

平成 28 年 12 月 26 日委員任命 機械力学、車両運動力学、鉄道車両工学を専門分野として 鉄道部会に所属

略 歷:東京大学工学部産業機械工学科卒 博士(工学) 元明星大学理工学部総合理工学科機械工学系 教授

庄司 邦昭(しょうじ くにあき) 委員(常勤)、海事部会長

平成23年10月1日委員任命 現在2期目 船舶工学、造船工学を専門分野として海事部会 及び海事専門部会に所属

略 歷:東京大学大学院工学系研究科船舶工学専門課程博士課程 博士(工学) 元東京海洋大学海洋工学部 教授

小須田 敏 (こすだ さとし) 委員 (常勤)、海事部会長代理

平成 26 年 10 月 1 日委員任命 船舶操船を専門分野として海事部会及び海事専門部会に所属 略 歴:神戸商船大学商船学部航海学科卒

元運輸安全委員会事務局 首席船舶事故調査官

田中 敬司(たなか けいじ) 委員(非常勤)

平成 25 年 2 月 27 日委員任命 現在 2 期目 飛行シミュレーション、飛行力学を専門分野 として航空部会に所属

略 歴:東京大学工学部航空学科卒 博士(工学)

元東京都立産業技術高等専門学校ものづくり工学科航空宇宙工学コース 教授

中西 美和(なかにし みわ) 委員(非常勤)

平成28年2月27日委員任命 人間工学(ヒューマンファクターズ)を専門分野として 航空部会に所属

略 歴:慶應義塾大学大学院理工学研究科開放環境科学専攻博士課程 博士(工学) 慶應義塾大学理工学部管理工学科 准教授(現職)

岡村 美好(おかむら みよし) 委員(非常勤)

平成22年12月6日委員任命 現在3期目 構造工学、地震工学、維持管理工学(鋼構造工学)を専門分野として鉄道部会に所属

略 歷:山梨大学大学院工学研究科修士課程 博士(工学) 山梨大学大学院総合研究部工学域 准教授(現職)

土井 美和子(どい みわこ) 委員(非常勤)

平成28年12月6日委員任命 電気工学、運行管理(ヒューマンインターフェース)を専門分野として鉄道部会に所属

略 歴:元株式会社東芝研究開発センター 首席技監 国立研究開発法人情報通信研究機構 監事(非常勤)

根本 美奈(ねもと みな) 委員(非常勤)

平成20年10月1日委員任命 現在3期目 人間工学(ヒューマンファクターズ)を 専門分野として海事部会及び海事専門部会に所属

略 歴:慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程 博士 (学術) 株式会社日本海洋科学運航技術グループ第二チーム 主任コンサルタント (現職)

運輸安全委員会の委員長及び委員は、国会(衆議院・参議院)の同意を得て、 国土交通大臣が任命します。

4 運輸安全委員会の業務改善について

運輸安全委員会は、平成20年10月に航空・鉄道事故調査委員会(以下「事故調」という。) と海難の調査機能を有していた海難審判庁とを再編し、航空、鉄道及び船舶の事故並びに事故 の兆候の原因を科学的に究明し、公正・中立の立場から事故等の防止と被害の軽減に寄与する ため、国家行政組織法第3条に基づく独立性の高い専門の調査機関として発足しました。

ところが、平成 21 年 9 月、事故調の行った福知山線列車脱線事故調査の過程において、当時の委員が、調査状況等の情報漏洩を行っていたことが明らかになり、国民の皆様の間での信頼を失いました。運輸安全委員会は、この事件の検証を経て、明らかになった問題点について改善し、更に社会的信頼性を高めるとともに、真に必要とされる事故調査を実現できる機関となるよう改革を進めていくため、平成 24 年 3 月、運輸安全委員会のミッション・行動指針及び業務改善アクションプランを決定するとともに、以後 2 回にわたり改訂を行いました。

(1) 業務改善の検討経過

① 福知山線列車脱線事故調査に係る元委員の情報漏洩等の問題について、平成 19 年 6 月 に公表しました「福知山線列車脱線事故調査報告書」(以下「最終報告書」という。)へ 与えた影響を含め、最終報告書の信頼性を検証するために、平成 21 年 11 月より、ご遺族・被害者、有識者等の方々に「福知山線列車脱線事故調査報告書に関わる検証メンバー」(以下「検証メンバー」という。)としてご参画いただき、約 1 年半にわたって検証作業を行っていただきました。

検証作業の結果、最終報告書への影響はなかったことが確認されるとともに、検証によって明らかになった運輸安全委員会の問題点・課題が抽出され、「運輸安全委員会の今後のあり方についての提言」(以下「提言」という。)を検証メンバーより頂きました。この提言では、事故調査の透明性の確保、被害者への情報提供の充実など、さまざまな分野に関してご指導を頂くとともに、今後とも必要な見直しを積極的に進めるため、外部の有識者を入れた会合を設けて運輸安全委員会の業務改善に取り組むべきであるとされています。

運輸安全委員会の今後のあり方についての提言(抜粋)

10. 委員会の業務改善体制について

運輸安全委員会では、今回の不祥事問題の発生を教訓に、現在、必要な業務の見直しを進めているが、運輸安全委員会が優れた能力を発揮し、社会的な信頼性を高め、真に必要とされる事故調査を実現していくためには、今後とも必要な見直しを積極的に進めるべきである。このため、外部の有識者を入れて組織と業務の改善を具体化する会合を設けて、本提言その他必要な事項の改革に取り組むべきである。

② 平成23年7月に運輸安全委員会業務改善有識者会議(以下「有識者会議」という。)を立ち上げました。有識者会議のメンバーは次のとおりです。

有識者会議のメンバー <敬称略・順不同>

安部 誠治 (関西大学教授) 佐藤 健宗 (弁護士)

芳賀 繁(立教大学教授)

柳田 邦男(作家)

大和 裕幸(元東京大学大学院教授)

(2) 業務改善アクションプラン

ミッションに掲げられている4つの行動指針の内容に沿った形で、平成24年3月に具体的な行動計画として「業務改善アクションプラン」を策定しました(平成26年4月に、同アクションプランを再改訂しました)。

(平成26年4月 再改訂)

1. 適確な事故調査の実施

(1)組織問題といった事故の背景にまで深く掘り下げつつ、科学的かつ客観的な事故調査を実施する。

| <u>)組織問題といった事故の背景にまで深く掘り下げつつ、科学的かつ客観的な事故調査を実施する。</u> | | | | |
|--|---------------------------|---------------|--|--|
| ①<実務上役立つ事故調査マニュアル(| | | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 | | |
| 現行整備されているマニュアル等 | 国際的に標準化している事故調査マニュア | | | |
| (※)は、先達の事故調査官が経験 | ルには、国際民間航空機関(ICAO)及び国際海 | | | |
| し積み上げてきた「事故調査技術の | 事機関(IMO)が作成したものがある。これら事 | | | |
| 伝承」などが十分に明文化されてい | 故調査マニュアルは、事故調査の目的や手順 | | | |
| ない。また、組織事故やヒューマン | に関する基本的な考え方などの思想に関する | | | |
| ファクター分野の調査に係る分析手 | 項目と調査に関する技術的な手法の項目とに | | | |
| 法の説明やチェックリストが十分で | 分けて、体系的に記述されたものとなってい | | | |
| はない。 | る。 | | | |
| したがって、現行のマニュアル等 | | | | |
| が、更に実務上役立つものとなるよ | 1. 現行のマニュアル等は、事故調査の考え | 1. 各モード別の | | |
| う検証が必要である。 | 方に関する部分が含まれておらず、かつ体 | 事故調査マニュ | | |
| | 系化もされていないため、見直しに当たっ | アルは、平成 25 | | |
| (※)現行整備されているマニュア | ては国際民間航空機関(ICAO)、国際海事機 | 年3月までに整 | | |
| ル等 | 関(IMO)及び米国国家運輸安全委員会(NTSB) | 備(チェックリ | | |
| <航空>事故調査マニュアル(調査 | の事故調査マニュアルを参考にして、体系 | ストを含む。) | | |
| の段取りなど)、報告書作成要領、 | 化した事故調査マニュアルを整備する。な | | | |
| ハンドブック(携行品、取得すべき | お、作成に当たっては、以下のことを考慮 | | | |
| 情報等についてのチェックリストな | する。 | | | |
| ٤) | (1) 誰が調査しても一定水準以上の調査結 | | | |
| <鉄道>事故調査マニュアル(調査 | 果となるよう、各調査項目について、可 | | | |
| の段取りなど)、報告書作成要領、 | 能な限り「事故調査技術の伝承」の観点 | | | |
| 詳細マニュアル(携行品、取得すべ | から明文化するとともにチェックリスト | | | |
| き情報等についてのチェックリスト | を作成する。 | | | |
| など) | | | | |
| <船舶>報告書の作成マニュアル、 | (2) 特に、組織事故やヒューマンファクタ | (2) 平成 24 年 9 | | |
| 口述聴取事項チェックリスト | 一分野に関しては、速やかに整備すると | 月までに整備 | | |
| | ともに組織の安全文化の問題にさらに適 | 74 31 41 111 | | |
| | 切にアプローチする方法について、引き | | | |
| | 続き研究・検討を行う。 | | | |
| ②<報告書第4章「結論(原因)」の | | | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 | | |
| 事故調査は責任追及のためではな | 1. 事故等発生との因果関係がない場合又は | | | |
| く、事故等の防止及び被害軽減のた | 不明確な場合であっても、改善すべきリス | 降審議入りする案 | | |
| めのものである。したがって、事故 | ク要因を含め安全上重要な事項について | 件について適用 | | |
| 調査の結果判明した事故等の防止及 | は、第4章において「原因」とは別に新た | | | |
| び被害軽減に繋がる幅広い事象を報 | な節(「その他安全上重要な事項」)を設 | | | |
| 告書において漏れなく、かつ、読み | けて、当該節にその内容を記載することと | | | |
| 手に理解しやすい形で示していくこ | する。 | | | |
| とは、事故調査の目的を達成するた | , - 0 | | | |
| めに必要不可欠である。 | 2. 「原因」の記載においては、「…が関与 | | | |
| | した…」「…が背景にあった…」「…が被 | | | |
| 報告書第4章 (結論部分) の記載に | 害を発生させた…」といったような補足用 | | | |
| 関するこれまでの取組みとしては、 | 語を可能な限り記述することとし、当該要 | | | |
| 従前、同章には「原因」のみを記載 | 因と事故等発生との関係性が明らかとなる | | | |
| していたものを、平成21年春から、 | よう努める。 | | | |
| 内容が複雑で大部な報告書について | ※背景(要因):事故等発生に関与した要因 | | | |
| は「分析の要約」を併せて記載する | のうち、特に、安全管理 | | | |

こととして第3章「分析」と第4章 「原因」との関係性を分かりやすく したところ。さらに平成22年春から は、その運用を厳格に実施するた め、当該運用を適用する報告書の客 観的基準を設けたところである。

第4章の記載方法については、

- -事故等原因との因果関係は不明確 ではあっても安全を阻害する要因 が明らかになった場合は、報告書 の結論部分に記載するべき
- -結論部分においては、背景要因や被害発生・拡大要因など、事故の全容を把握しやすくするために各要因を分類して記載すべき

といった意見もある (「JR 西日本福知山線事故調査に関わる不祥事問題の検証と事故調査システムの改革に関する提言」)。

事故等の防止及び被害軽減の観点 から報告書がより有効に活用される よう、こうしたご意見や外国事故調 査機関の報告書記載状況も踏まえつ つ、第4章の記載方法について更に検 討することが必要である。 等組織的な事項や規制・ 基準のあり方等に係る要 因

- 3. 「結論」に至った詳細の分析経過とその 再発防止策との関係性をより明確にするた め、第 4 章の「分析の要約」の各文章末尾 に、関連する第 3 章「分析」及び第5章以 降の「勧告」・「意見」、「参考事項」 (講じられた措置)等の関連項番号等を記 載する。
- ※第4章に「分析の要約」の記載がある報告 書に適用する。

③<条約に基づき関係者を調査へ参加させる際の具体的な対応(航空)>

現状及び問題意識

事故調査を適確に行うためには、 運航者、製造者等の関係者から情報 提供頂くなど必要な協力を得る必要 がある。

航空事故が発生した場合、国際民間航空条約第 13 附属書に基づき、関係国には運航者、製造者等の関係者を顧問として指名して他国の実施する調査に参加させる権限等が与えられている。

日本が調査実施国となって事故調査を行う場合、現行の国内法制制度に基づく調査権限等により、事故調査を必要な情報収集は十分に行われているが、一方、他国が調査実施国らなった場合、運輸安全委員会では多かである。 関係者を顧問として指名して調査されていない。 1. 他国が実施する調査に対して、必要に応じて関係者を顧問として指名し調査に参加

具体的な対応策

していくこととする。

- 2. 関係者を顧問として調査に参加させる際の指名手続きや、その際に顧問候補者に対して周知しておくべき内容(調査情報の取扱い等)等について詳細を整理する。
- 1. 引き続き実施

実施時期

2. 平成24年7月までに実施

④<専門的知見を適確に得るための方策>

現状及び問題意識

事故の多様化・複雑化が進む中で、我が国の叡智を結集した調査を 実施するため、必要に応じて外部の 専門的知見を調査に取り入れること は、調査を適確に行うために重要で ある。

現在、個別調査において外部の専

- 具体的な対応策 1. 専門的知見の個別調査での活用
- (1) 専門委員制度における任命手続の迅速 化
 - ・予め主たる専門事項毎に専門委員候補者 を検討しておき、日頃から当該候補者と の交流を図るなどして(2 に記述する技 術アドバイザーなども活用)、専門委員 への任命の必要性が生じた場合に、候補

実施時期 1. 順次実施

運輸安全委員会年報 2017

門的知見を得る必要がある場合、運 輸安全委員会設置法第 14 条に基づ き、学識経験者を専門委員として任 命し調査に参加していただいてい る。しかし、この専門委員の任命権 者は国土交通大臣であり、任命に至 るまでに一定の時間を要するのが通 常であり、専門的知見の必要性が生 じてからそれを活用するまでに迅速 性を欠いている状況。

者の選定が迅速に行われ、また、候補者 側の協力も即時に得られるよう努める。

(2)調査委託制度等の活用

- 運輸安全委員会設置法第19条で、事故等 調査を行うため必要があると認めるとき は、調査又は研究の実施に関する事務の 一部を独立行政法人や一般財団法人等又 は学識経験を有する者に委託することが できる旨規定されている。
- ・また、これまでも専門委員制度や調査委 託制度とは別に、学識経験者から個別事 故等調査において専門的知見を提供頂く などの調査協力を得てきたところ。
- ・事故等調査における必要性に応じて、専 門委員制度や調査委託制度、また任意協 力という方法を適宜使い分けつつ、専門 的知見が適確に得られるよう努める。

2. 事故調査力の向上

専門的知見を有する学識経験者に技術ア ドバイザーとして協力頂き、最新の技術等 の情報提供とともに、各分野の専門的観点 から運輸安全委員会の活動について助言を 頂く機会を設ける。

2. 平成24年度内 に実施

⑤<スケルトン報告の実施>

船舶モードでは、運輸安全委員会 発足当初から、調査官が報告書案の 作成に着手する前に、事実調査が終 了した段階で報告書の骨子について 部会に予め報告するスケルトン報告 を実施している。

現状及び問題意識

スケルトン報告が実施されない と、報告書案の審議に入った段階で 分析事項の追加等が必要となった場 合に記述内容の大幅な変更や追加調 査により余計な時間を要するおそれ がある。

全モードでスケルトン報告を部会 に対して行い、適確な事故調査を実 施するとともに、審議の効率化によ る期間短縮を図る必要がある

⑥<能力向上のための研修等の充実> (再掲)

4. (1) ①参照

具体的な対応策 1. 簡易な案件を除き、全ての事故等につい て全モードでスケルトン報告を実施する。

実施時期

1. 実施中

(2) 事故等の防止や被害の軽減に寄与するために、調査の進め方の改善などにより報告書を迅速に作成する。

①<調査のスケジュール管理方法> 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 運輸安全委員会では、事故等の発生 1. 委員に対する初動調査報告、事故調査状 1. 実施中 から事故等調査報告書の公表までの期 況報告、スケルトン報告の充実及び収集し 間の目標を以下の理由から原則 1 年以 た情報の電子化による情報共有を実施した 内としている。 が、さらに部会審議の効率化を推進する。 2. 平成24年4月 案件によっては真実追究のために徹 2. 外国人の原因関係者に対する意見聴取又 底した事故等調査や委員会審議が必要 に実施 は関係国に対する意見照会で必要となる事 とされる。一方、原因関係者や関係行 故等調査報告書案の英訳期間を短縮するた

政機関に対して再発防止策を求める場合、当該者が改善を実施するは、調を考慮すると、当委員会は、調事を 質を維持しつ可能な限りればならい。 管調査報告書を公事実調査はにいる。 さらに事故等の事実調るる場といる。 を全のため措置を求めるとは、事故 等調査報告書の公表を待たず、早期に 対応することも必要である。

また、人的資源を有効に活用するためにはメリハリを付けた事故等調査も 考えなければならない。

このような状況の中、原因究明が困難な案件等、長期間を要する場合もあるが、事故等調査の各段階(事実調査、原因等の総合的な解析、委員会審議、原因関係者からの意見聴取、関係国への意見照会、公表手続)での効率的、かつ迅速な処理についての問題点などを検証する必要がある。

過去5年の事故等調査報告書のモード 別平均処理月数

| 別平均处 | 上月 | | |
|------------|------------|-----|------------|
| 種別 | 公表年 | 公表数 | 平均処 理月数 |
| | H21 | 16 | 12 月 |
| 64 A | H22 | 15 | 14 月 |
| 航空事故 | H23 | 12 | 19月 |
| 尹以 | H24 | 15 | 15 月 |
| | H25 | 17 | 18 月 |
| 此一 | H21 | 7 | 23 月 |
| 航空イン | H22 | 11 | 14 月 |
| シデ | H23 | 8 | 17 月 |
| ント | H24 | 7 | 18月 |
| <i>y</i> 1 | H25 | 6 | 24 月 |
| | H21 | 14 | 10 月 |
| 鉄道 | H22 | 8 | 11月 |
| 事故 | H23 | 8 | 15 月 |
| 争以 | H24 | 13 | 13 月 |
| | H25 | 17 | 15 月 |
| 鉄道 | H21 | 4 | 9月 |
| サル イン | H22 | 4 | 12 月 |
| シデ | H23 | 6 | 14 月 |
| ント | H24 | 1 | 18 月 |
| , | H25 | 3 | 20 月 |
| | H21 | 3 | 17月 |
| 船舶 | H22 | 22 | 16 月 |
| 事故 | H23 | 43 | 19 月 |
| 尹以 | H24 | 42 | 20 月 |
| | H25 | 22 | 25 月 |

| 種別 | 公表年 | 公表数 | 平均処 理月数 |
|----|-----|-----|------------|
| 船舶 | H21 | - | _ |
| イン | H22 | - | - |

めの方策を実施する。

- 3. 社会的関心が高い事故等については、初動段階から、モード内や事務局内において、特に進捗管理を適確に行うとともに、集中的な委員会審議及び担当調査官増員などのメリハリを付けて対応する。
- 4. 調査スケジュール管理をさらに充実させるため、主管調査官が作成する事故等調査計画表の改善を図り実施する。
- 5. 地方事故調査官の調査対象である船舶事 故等の処理に当たっては、審議の効率化を 図る。

- 3. 随時実施
- 4. 平成24年4月 に実施
- 5. 平成24年4月から試行

| シデ H23 1 17月 | | |
|----------------------|--------------------------|----------------|
| ント H24 | | |
| H25 1 15月 | | |
| | | |
| (参考) | | |
| 米国国家運輸安全委員会 (NTSB) | | |
| 2009 年の各モード別調査目標及び実績 | | |
| 目標 実績(公表数) | | |
| 航空事故 15月 13月 (10) | | |
| 鉄道事故 15月 17月 (6) | | |
| 船舶事故 15月 17月 (4) | | |
| ②<スケルトン報告の実施> (再掲) | | |
| 1. (1)⑤参照 | | |
| ③<一部事故等調査における特別様式の | 適用について(航空・鉄道)> | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 事故等の防止や被害の軽減に寄与す | 1. 航空・鉄道モードについて、原因究明を | 1. 平成 24 年 4 月 |
| るためには、適確かつ迅速に徹底した | 徹底して行いつつ、超軽量動力機の事故等 | 以降に発生した |
| 原因究明を行うことが重要である。 | のうち、調査・分析事項が広範でなく、か | 案件に適用 |
| 一方で、限られた体制の中で、この | つ、事故等の防止又は被害軽減のための教 | |
| ように適確かつ迅速に事故調査を実施 | 訓を得ることが困難な事案など、事故等の | |
| するためには、事故等の態様に応じて | 態様に応じて表形式で記載事項をできる限 | |
| 報告書の様式に一定の差をつけ、報告 | り簡潔化した特別様式を適用する。 | |
| 書案作成作業や審議の効率化・重点化 | | |
| を図ることが必要である。 | 2. 特に、鉄道モードについては、平成 26 年 | 2. 平成 26 年 4 月 |
| | 度より、鉄道事故(踏切死亡事故)に係る | |
| 現在、航空モードにおいては、特別 | 調査機能の拡充が行われることを踏まえ、 | |
| 様式(通常様式に比して一部の記載項 | 調査報告における特別様式の活用など、所 | |
| 目が省かれたもの)を定め、一部の事 | 要の対応を講じる。 | |
| 故等について当該様式を用いて報告書 | | |
| を作成している。 | 3. 上記のほか、事案に応じ、経過報告を含 | 3. 随時実施 |
| | め、弾力的かつ積極的に特別様式を活用す | |
| 鉄道モードにおいては、特段特別様 | ることで、事故等調査の迅速化を図る。 | |
| 式を定めていない。 | | |
| | | |
| 船舶モードにおいては、表形式に変 | | |
| 更した「特別様式」を定めて対応して | | 1 |

(3) 事故等調査のさらなる充実・高度化に努める。

| ①<直面する諸課題に対応するための事故等調査のさらなる充実・高度化> | | | |
|---|--|----------------|--|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 | |
| 直面する様々な課題に対応するため、各モードにおいて、それぞれの実情を踏まえつつ、事故等調査のさらなる充実・高度化を図る必要がある。 | 1. 現在、国産旅客機の開発が進められていることを踏まえ、設計製造国としての責務を果たすため、調査能力の強化について検討を進める。 | 1. 実施中 | |
| | 2. 平成 26 年度より、鉄道事故(踏切死亡事故)に係る調査機能の拡充が行われることを踏まえ、調査手法の見直し、鉄道事故調査官への研修、調査報告における特別様式の活用など、所要の対応を講じる。 | 2. 平成 26 年 4 月 | |
| | 3. 船舶事故等が発生した場合においては、 船舶事故ハザードマップを活用し、過去の 類似事案を把握することにより、背景まで 視野に入れた調査を行うとともに、調査報 告においては、事故概要の映像化を一層進 めることなどにより、船舶事故等調査のさ | 3. 随時実施 | |

らなる充実・高度化を図る。

4. 諸外国における事故等調査の成果(ベストプラクティス)のうち、我が国における運輸安全に有益なものを収集・紹介するとともに、それらを活用して、我が国における事故等調査のさらなる充実・高度化を図る。

(4) 責任追及とは独立して事故調査を実施する。

| ①<事故調査の円滑な実施(事故調査 | | |
|--|--|---------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 運輸事故が発生した場合には、事故調査が行われるとともに、刑事捜査が行われる。事故調査と刑事捜査とは、いずれもそれぞれの公益実現のための重要な作用であり、一方が他方に優先するという関係ではない。 | 事故調査と刑事捜査の固有の目的は異なっているが、両者の究極の目標は、それぞれの活動を通じてより安全な社会を実現していくことであり、必要な場合には両者が適切に協力し合い、一方で、固有の目的を達成するために、相互の活動が独立して行われる必要がある。 | |
| 同時に同一の事故について事故調査と刑事捜査が行われる場合、事故現場等における相互の活動の調整を図る必要がある。これまでも、警察庁との覚書に基づき、事故現場において適切に調整が行われ、それぞれが支障なく円滑に実施されてきているところ。 | 1. 事故現場において適切に調整が行われ、 事故調査と刑事捜査が支障なく円滑に実施 されるよう、警察との協力関係をさらに発 展させるとともに、鑑定嘱託についての協 議を継続する。 | 1. 協議継続 |
| 事故調査は、関係者から事実にそくした口述を得る必要があることから、事故調査と刑事捜査がそれぞれの目的を十分に発揮できるよう、適切な相互関係を目指していくべきである。 | | |

(5)分かりやすく読みやすい報告書の作成に努める。

| ①<冒頭への「要旨」掲載> | | |
|--------------------|-----------------------|------------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 報告書が大部の場合など、一般の | 1. 報告書の冒頭(第1章の前)に、『要 | 1. 平成24年5月 |
| 読者にとっては、読み解きにくい報 | 旨』を掲載する。 | 公表分から実施 |
| 告書が存在する。 | | |
| | 2. 内容は、現調査報告書のうち、「事故等 | |
| 現在の調査報告書では、「第1章 | の概要」と「原因」及び発出した勧告等の | |
| 事故調査の経過」として、事故等の | 内容について記載する。 | |
| 概要(事故、損害、死傷の概要)を | | |
| 記載しているところであるが、ICAO | 3. 『要旨』の掲載は、航空の特別様式及び | |
| の事故調査マニュアルでは、概要と | 船舶の特別様式、軽微様式など、もともと | |
| して、「事故飛行の概要、何故起こ | 簡素化されているもの以外について、全調 | |
| ったかの概要、死傷や損害の概要」 | 査報告書において実施する。 | |
| を記載すべきとなっており、報告書 | | |
| の冒頭に事故等の概要の他、原因を | | |
| 記載することで、読みやすくなるの | | |
| ではないか。 | | |
| ②<口述の記載方法の見直し> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 現状の報告書の口述部分はモード | 1. 聴取した口述を報告書に記載する場合 | 1. 平成24年4月 |
| 毎に間接話法と直接話法が混在して | は、間接話法を用いて項目毎に記載するも | 以降に発生した |
| おり、また、直接話法であるかのよ | のとする。 | 事故等から実施 |

| うな引用句(「」)を用いて書き ながら、語されたとおりの文言ではなく、 (本) 自己の損免を大学の動力 れている場合がある。これは、一般 の能者に対象を与える影れがあり。 数者で全ではないか。 アーマの採りの中で関係する日途 を記載する方法と日に適当の展り の中で名テーマに設当するものをま とめて記載する方法が混在しておいる。 の。さらに、著かやすさを考慮した形では、 いて口途を知にまとめて記載し、各 アーマの相口の中で談当市の素に おいて別用する方法では読みにくい ため、遊かやすさを考慮した形では ではないり、 ② <分かりやすい事態を発系をの記載 (航空) > 類状及び関題意識 見味的な対応策 実施時期 ではなどのような事故、インシデントか分かりするとはない。 一般の読者には所属、凝縁記号だけではどのような事故、インシデントか分かりづらいため、どのような を機なのかかかるような事態を分かる参数では につてはていか。 ② <大変中の図表・写真等の掲載> 現状とび問題意識 見味的な対応策 実施時期 (中ではどのような事故、インシデントか分かりかるような事故を各様を を記載すべきではないか。 ② <大変中の図表・写真等の掲載> 現状とび問題意識 見味的な対応策 実施時期 (中ではどのような事故、インシデントか分かりかるような事故等等体 を記載すべきではないか。 ② <大変中の図表・写真等の報告を表にましたで、 (本) を要と思われる ものは動き書本文中に同数、写真等 を掲載しているところであるが、大き とので表しているところであるが、大き とので表しているところであるが、大き としてがしたいる。 ③ で表申・用語の工法タ 現状とび問題意識 見味的な対応策 実施時期 1. 専門用語等と繰り を推進する。 2. 報告書は大師で多数の専門用語等を繰り 2. 報告書は大師で多数の専門用語等を繰り がも見受けられる。 截立なと一部の報 音書では、本文中で用いている語語 の解説、健を意味上的している。 「他でソコーナートの権報と> 現を形ではの事故等の事件の表と 理を見び問題を譲 環体性を関係の事は会がある。 「一次のようなといるの場である。 1. 専門用語等に持ているとの。 2. 報告書は大師で多数の専門用語等を繰り が見受けられる。 截立なと一部の報音 音書では、本文中で用いている語語 の解えりまたといるの。 「一次のようなを表しましているとといるの。 「一次のようなといるの場合、報告 音をでしるといるの場合、報告書は大師で多数の専門用語等を繰り などのようなとの事の場合、報告 音をでは、本文では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | | | |
|--|---|---|--|
| なが、高されたとおりの文言ではないか。 テーマの相りの中で関係する日地 を記載する方法と、日連者様の括り の中で名字ーでは終するものをま とめて記載する方法と、日連者様の括り の中で名字ーでは終するものをま とめて記載する方法と、配きされていない ため、高からと、様とされていない ため、高からなど、版一されていない たっため、ではないか。 ② (全分かりすい事故等名称の記載(統立) 現状及び問題治識 整空事故等調査報告まには、 ・ (記 (本文中ではどいて、事故等の能様が分か ・ (記 (本文中ではどいて、) ・ (記 (本文中ではないか。) ・ (記 (本 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) | とお月田月 / 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| なく、編集しまい検えた文言が書かれている場合がある。これは、一般 の読者に影解を与える恐れがあり、 文色記載する方法と、日連者年の括り の中で各テーツに該当するものをま とめて記載する方法が成在している。さらに、事故の経過等の章において日元者をによめて記載した多子ーマの傾月の中で設当箇所の章において日元者をにまとめて記載しる子ーマの項目の中で設当箇所の章において日用する方法では読みにくいため、読みやする名書とした形で統一・一マを守に注いか。 ② < 分かりやすい事故等名称の恋哉(統立) 現状及び問題意識 現立の所真など発施記号が記載されていない。 一般の読者には所属、登録記号だけではどのような事故、インシデントか分かっような事故、インシデントか分かつろいため、どのような態能なのか分かるような事故等名称を企画域する手ではないか。 ② < 本文中への図表・写真等の掲載> 現状及び問題意識 現式においても、必要と思われるものに報告書本文中に図表・写真等の本文への掲載 を掲載しているととうであるが、大手の図表・写真等の指数を対しているところであるが、大手の図表・写真等の名様と表しているところであるが、大手の図表・写真等の名様と表しており、数本の主義を大にませいてもあるが見受けられるものが見受けられる。最全などの記載を対していると説で表しているとの、一般の読者にとっては、読みやするに欠けているものが見受けられる。最全などので指数を対しておりまれており、数かやすさに欠けているものが見受けられる。最全などの形の報告書を注除がしているとの。一般の読者にとっては、読みやするに欠けているものが見受ける。の第2乗を基本に終している。 ③ < フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 | | | |
| れている場合がある。これは、一般の設者に選挙を与える恐れがあり、 政等すべきではないか。 フーマの括りの中で得所する日述を記載する方法が混在している。さらに、要数の経過かの章において可述者程にまとめて記載からくいものがあるなど、統一されていないため、流水を判立と対した形で流しているが、高水を事業者当まには、如一で後ラインで呼ばりませんで記載があり、「平成24年5月と変機の所属及び発験記号が記載されているだけで、事務等の態態が分かながではどのような事故、インシデントか分から方もから、本をのような事故、インシデントか分からうらいため、でしているかが異ないといったが、「現状などの場合がある。などではないか。 選べ本文中への図表・写真等の掲載> 現状などの問題意識 現状などの問題意識 現状などの問題意識 現状などの記載されていない。 ② (本文中・の図表・写真等の掲載> 現状などの問題意識 現状などの記載されており、説みやすさとのは報告書本文中に図表・写真等の本文への掲載と続けているところであるが、大学の図表・写真等の書を含まれており、説みやすさとのでは、表ので表しまり、説みやすさに欠けているものが見受けられる。 ② (表現・用語の工夫> 現状などの問題意識 報告書では、専門月語等が多く使われているものが見受けられる。 ② (表現・用語の工夫> 現状などの問題を選集と表に表しているものが見受けられる。 第2章と一部の報の発達とつては、歌みやするに入りでいるもの。 2、表の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手の手 | | | |
| の著者に選解を与える砂れがあり、 改善すべきではないか。 フーマの悟りの中で関係する口が を記載する方法と、日達者位の括り の中で各テーマに該当するものをま とめて記載する方法と議するものをま とめて記載する方法と議し、各 テーマの項目の中で該当所の章に おいて川連者権によめで記載し、各 テーマの項目の中で該当所所の章に おいて川連者権によめで記載し、各 テーマの項目の中で該当所所の章に おいて別用する方法では読みにくい ため、読みやする名巻能した形で統 一本できてはないか。 ③《分かりやすい事故等名体の記載(精空)> 現状及び問題登録 対ではどのような事故 インシデントか分かりつらいため、どのような 能様なのからかるような事故 インシデントか分かりづらいため、どのような 能様なのからかるような事故 インシデントか分かりづらいため、どのような 能様なのからかるような事故 インシデントが分かりづらいため、どのような 能様なのからかるような事故 インシデントが分かりづらいため、どのような 能様なのからかるような事故 インシデントが分かりがらいため、どのような 能様なのからからような事故等名を発 を発動しているところであるが、大手の図法・写真等の報告書巻末にま とのに報告事本文中に図表・写真等の報告書巻末にま とのに報告事本文中に図表・写真等の本文への掲載 受推が出れているとの表のが、大手の図法・写真等の格音書巻末にま とのに扱わされており、必要と思わてもないでは、必要との記者にとっては、まかやするよったあられた。 ②《表現・用語の工夫シ 現状及び問題意識 報告書では、本文中で用いている略語 の解記一度を発生に添けしている。 ② (表現・用語の工夫シ 現状及び問題意識 などのような事な等の場合、報告 書を述んでも当底を発生の場合との。 3と (現日書に記りする場合は、必要に応し、登頭に 1、 東庭時期 などのような見楽したのいるとのが最られているが、 1 | | | |
| 改善すべきではないか。 | | | |
| テーマの括りの中で関係する口述を記載する方法と、口述者毎の括りの中で各ケーマに該当するものをまとめて記載である方法をしている。さらに、事故の経過等の章において日連者毎にまとめて記載し、各ケーマの項目の中で該当箇所の章において日間する方法では読みにくいものがあるなど、統一されていないため、読みやすさを考慮した形で統一で不きではないか。 ③〈分かりやすい事故等名称の記載(航空) 現状及び問題症臓 | | | |
| を記載する方法と、口述者毎の括りの中で各テーマに該当するものをまとめて記載する方法が混在している。さらに、事政の経過等の章において口述者俗にまとめて記載し、各テーマの項目の中で該当箇所の章においため、読みやすさを考慮した形で統一・ナベきではないか。 ③《分かりやすい事故等名称の記載(航空) 現状及び問題意識 | 改善すべきではないか。 | | |
| を記載する方法と、口述者毎の括りの中で各テーマに該当するものをまとめて記載する方法が混在している。さらに、事政の経過等の章において口述者俗にまとめて記載し、各テーマの項目の中で該当箇所の章においため、読みやすさを考慮した形で統一・ナベきではないか。 ③《分かりやすい事故等名称の記載(航空) 現状及び問題意識 | | | |
| の中で各テーマに該当するものをま とめて記載する方法が混在している。さらに、事故の経過等の章において引用する方法では読みたくいものがあるなど、統一されていないため、読みやすさを考慮した形で統一一寸べきではないか。 ③ (今分かりをすい事故等経名称の記載(執定) > 現求及び問題意識 | テーマの括りの中で関係する口述 | | |
| とめて記載する方法が混在している。さらに、事故の経過等の章において口述者所にまとめて記載し、各 テーマの項目の中で該当箇所の章においたいため、読みやすさを考慮した形で統一一で念ではないか。 ② (3) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | | | |
| る。さらに、事故の経過等の章において日連者毎にまとめて記載し、各ケーマの項目の中で該当箇所の単において引用する方法では認みにくいため、読みやすさを考慮した形で統一一できではないか。 ② (子分かりやすい事故等名称の記載(航空) 理状及び問題意識 | の中で各テーマに該当するものをま | | |
| いて口速者毎にまとめて記載し、各 テーマの項目の中で該当箇所の章に おいて引用する方法では読みにくい ものがあるなど、統一されていない ため、読みやすさを考慮した形で統一 一文書ではないか。 ③ (3分かりやすい事故等名称の記載(航空) 現決及び問題意識 「・ 事故等の態度が介か る事故等組入する。 「 | とめて記載する方法が混在してい | | |
| テーマの項目の中で該当箇所の章においておいため、読みやすさを考慮した形で統一すべきではないか。 ② (分かりやすい事政等名称の記載 (航空) > 現状及び問題意識 | る。さらに、事故の経過等の章にお | | |
| おいて引用する方法では読みにくいものがあるなど、統一されていないため、読みやすさを考慮した形で総一寸べきではないか。 ③ (今かりやすい事故等名称の記載(鉱空) > 現状及び問題意識 | いて口述者毎にまとめて記載し、各 | | |
| ものがあるなど、統一されていない 一寸べきではないか。 ③〈分かりやすい事故等名称の記載(新空)〉 現状及び問題意識 航空の事故等調査報告書には、統 ではたびで、事故等の態様が分かるを設立しているだけで、事故等の態様が分かる事故学名が記載されているだけで、事故等の態様が分かる事故学名が記載されているだけで、事故等の態様が分かる事故学名が記載されているが、どのような態様なのか分かるような事故へインシデントか分かりづらいため、どのような態様なのか分かるような事故を名称を記載すべきではないか。 ④〈本文中への図表・写真等の掲載〉 現状なおいても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等の掲載〉 と指載されており、読みやすさに支とめて掲載されており、読みやすさに大けでいるものが見受けられる。 ⑤〈表現・用語の工夫〉 現状及び問題意識 製造書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 航空など一部の報告の解説一般を巻末に流行でいるを始末に流行でいるものが見受けられる。 無空など一部の報告の解説一般を参末に応じてものが見受けられる。 無空など一部の報告の解説一般を参末に応じているとのる。 (⑥〈フローチャートの掲載〉 現状及び問題意識 書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要図を含め様々な要 関係を繋が変がなど場合は、必要に応じ、巻頭に用語等を繰りがら実施 また流行する。 1. 東内田語等に対しているとの解説を表示に応じての報とを実に応じ、巻頭に用語等は対定でが報とな変に応じ、巻頭に用語等を繰りがら実施・用語集を添付する。 2. 報告書に添付する。 2. 報告書に添付する。 2. 年に続けする。 2. 年に続けまる。 2. 年に持定されまる。 2. 年に続けまる。 2. 年に持定されまる。 2. 年に持定されまる。 2. 年に対しまる。 2. 年に持定されまる。 2. 年に持定されまる。 2. 年に持定されまる。 2. 年に対しまる。 2. 年に対しま | テーマの項目の中で該当箇所の章に | | |
| ため、読みやすさを考慮した形で総一寸べきではないか。 ③ (今分か)やすい事故等名称の記載(航空)> 現状及び問題意識 | おいて引用する方法では読みにくい | | |
| ため、読みやすさを考慮した形で総一寸べきではないか。 ③ (今分か)やすい事故等名称の記載(航空)> 現状及び問題意識 | ものがあるなど、統一されていない | | |
| □・すべきではないか。 ③ 〈分かりやすい事故等名称の記載(航空) > 現状及び間題音識 | · · | | |
| ②〈分かりやすい事故等名称の記載(航空)> 現状及び問題意識 報告を書とは、航 ので、最後ではいか。 ・一般の読者には所属、登録記号だけではどのような事故等名をを表すを調査を調査を確立した。 ・一般の読者には所属、登録記号だけではどのような事故、インシデントか分かりづらいため、どのような態様なのか分かるような事故等名称を記載する。 ・理状及び問題意識 現状にいても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているものが見受けられる。 ⑤〈表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ⑥〈表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ⑥〈表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を参末に添付している。 ⑥〈フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事な等の場合、報告書を診けする。 ⑥〈表現・財子のに関連を参末に添付している。 ⑥〈フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事な等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至って中で成し、報告書に添付することが重要で | | | |
| 現状及び問題意識 | | i.空) > | |
| 航空の事故等調査報告書には、航空機の所属及び登録記号が記載されているだけで、事故等の態様が分かる事故等名が記載されているだけで、事故等の態様が分かる事故等名が記載されていない。 一般の読者には所属、登録記号だけではどのような事故、インシデントか分かりがらような事故等名を記載すべきではないか。 ① (本文中への図表・写真等の掲載 > 現状及び問題意識 | | | 実施時期 |
| で残の所属及び登録記号が記載されているだけで、事故等の態様が分かる事故等名が記載されていない。 一般の読者には所属、登録記号だけではどのような事故、インシデントか分かりづらいため、どのような態様なのか分かるような事故等名称を記載すべきではないか。 ④く本文中への図表・写真等の掲載> 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ⑤く表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。で見受けられる。では、表みやすさに欠けているものが見受けられる。では、表やすらに欠けているものが見受けられる。では、ななど一部の観音書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥くフローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書では、も当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすくボすブローチャートを作成し、報告書に添付する。 | | | |
| ているだけで、事故等の態様が分か る事故等名が記載されていない。 一般の読者には所属、登録記号だけではどのような事故等名称を記載すべきではないか。 ④く本文中への図表・写真等の掲載> 現状なび問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大学の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ⑤く表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ⑥く表現・中田・ている略語のが見受けられる。 ⑥くフローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至うたのかを分かりやすく、ディフローチャートを作成し、報告書に添付する。 | | | |
| ■ 一般の読者には所属、登録記号だけではどのような事故、インシデントか分かりづらいため、どのような態様なのか分かるような事故等名称を記載かべきではないか。 ② (本文中への図表・写真等の掲載> 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ③ (表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の話者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 航空など一部の報告書きでは、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥ (フローチャートの掲載〉 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥ (3) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | | 7 ℃ 0 | ム女力がり大心 |
| 一般の読者には所属、登録記号だけではどのような事故、インシデントか分かりづらいため、どのような態様なのか分かるような事故等名称を記載すべきではないか。 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに大けているものが見受けられる。 (⑤(表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 (⑥(表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 (⑥(マローチャートの掲載> 現状及び問題意識 告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 (⑥(マローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 (⑥(マローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んがも選ばな事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく、ディフローチャートを作成し、報告書に添付する。 | | | |
| けではどのような事故、インシデントか分かりづらいため、どのような態様なのか分かるような事故等名称を記載すべきではないか。 ④<本文中への図表・写真等の掲載> 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに大けているものが見受けられる。 ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているものが見受けられる。 ⑥<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。のが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 日本など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び間題意識 日本など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び間題意識 日本など一部の報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく、オラフローチャートを作成し、報告書に添付する。 | る事政寺有が記載で40~いない。 | | |
| けではどのような事故、インシデントか分かりづらいため、どのような態様なのか分かるような事故等名称を記載すべきではないか。 ④<本文中への図表・写真等の掲載> 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに大けているものが見受けられる。 ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているものが見受けられる。 ⑥<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。のが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 日本など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び間題意識 日本など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び間題意識 日本など一部の報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく、オラフローチャートを作成し、報告書に添付する。 | 一 一 | | |
| トか分かりづらいため、どのような 態様なのか分かるような事故等名称 を記載すべきではないか。 ③く本文中への図表・写真等の掲載> 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大 半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ③く表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 のが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥くフローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要である。 | | | |
| ## を記載すべきではないか。 ② 〈本文中への図表・写真等の掲載〉 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大学の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ③ 〈表現・用語の工夫〉 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 の「見受けられる。航空など一部の報告とつては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ③ 〈フローチャートの掲載〉 現状及び問題意識 異体的な対応策 実施時期 「集神を証明を促進する。と、要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 の解説一覧を参末に添付している。 の「フローチャートの掲載〉 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | | | |
| ②《本文中への図表・写真等の掲載> 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ③《表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。の代シフローチャートの掲載> 現状及び問題意識 とといことがある。 「銀光及び問題意識 と体的な対応策 実施時期 と変に応じて図表・写真等の本文への掲載を推進する。 と要に応じて図表・写真等の本文への掲載を推進する。 と要に応じて図表・写真等の本文への掲載を推進する。 と要に応じて図表・写真等の本文への掲載を推進する。 と要に応じて図表・写真等の本文への掲載を推進する。 と事が、対応策 と参照に関語を表にいませます。 と、報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 を推進する。 は、は、まままは、専門・日本・「大部で多数の専門・日本・「大部での表」を表示が行している。 「会社・「大部での表」である。 「会社・「大部での表」で、表示である。「おおおに、報告書に添付する。」 「おおいては、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では | | | |
| ④<本文中への図表・写真等の掲載> 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。が見受けられる。が見受けられる。が見受けられる。が見受けられる。が見受けられる。が見受けられる。が見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。の。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。の。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | | | |
| 現状及び問題意識 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ③く表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。のに対してリーチャートの掲載と 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。のに対してリーチャートの掲載と 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等のを全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく、示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | | | |
| 現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大学の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに大けているものが見受けられる。 ③ 〈表現・用語の工夫〉 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに大けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥ 〈フローチャートの掲載〉 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書をさらに読みやすくするために、養殖に用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに大けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥ 〈フローチャートの掲載〉 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書をさらに読みやすくするために、養頂等の本文への掲載 と推進する。 具体的な対応策 また時期 1. 報告書を大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 1. 平成 24年4月公表分から実施 24年4月公表分から実施 24年4月公表分から実施 24年4月公表分から実施 24年4月公表分から実施 25年書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 25年書が大部で多数の専門の補足を充実する。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実する。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実する。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実がある。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実を持定しているものが見まる。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実を持定しているものが見まる。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実を持定しているものが見まる。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実する。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実する。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実する。 25年書が大部で多数の専門の構足を充実する。 25年書が大部で多数の専門の構造を表現する。 25年書が大部で多数の専門の構造を表現する。 25年書が大部である。 25年書が、表記を表示する。 25年書が、表示する。 25年書 | | | de Maria Ma |
| ●のは報告書本文中に図表・写真等 を掲載しているところであるが、大 半の図表・写真等が報告書巻末にま とめて掲載されており、読みやすさ に欠けているものが見受けられる。 ③ (表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使 われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられるのが見受けられるのが見受けられるのが見受けられる。 「のく表現・用語等が多く使 われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 「⑥ (マローチャートの掲載> 現状及び問題意識 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がつて事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | 2-11/21-11/ | | |
| を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ③ | | | |
| 半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ③〈表現・用語の工夫〉 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥〈フローチャートの掲載〉 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | | | 公表分から実施 |
| とめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。 ③ (表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥ (マローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | | を推進する。 | |
| ⑤<表現・用語の工夫> 具体的な対応策 実施時期 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。⑥<フローチャートの掲載> 2.報告書が大部で多数の専門用語等を繰りがら実施を持ちる。 現状及び問題意識を考末に添付している。の解説一覧を巻末に添付している。⑥<フローチャートの掲載> 具体的な対応策を実施時期 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 1.事故等の態様が複雑な場合は、フローチャートを作成し、報告書に添付する。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で 1.実施中 | | | |
| ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 24年4月公表分から実施 機能力量を参末に添付している。 第1年表記を添付する。 25年時期 現状及び問題意識を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を | とめて掲載されており、読みやすさ | | |
| 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。⑥<フローチャートの掲載>現状及び問題意識 | に欠けているものが目受けられる | | |
| 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥ くフローチャートの掲載> 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | に入りているログルプロ文リり40分。 | | |
| われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ③ フローチャートの掲載 > 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | | | |
| では、読みやすさに欠けでいるものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 2.報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 から実施用語集を添付する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ⑤<表現・用語の工夫> | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| が見受けられる。航空など一部の報告では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥ < フローチャートの掲載 > 現状及び問題意識 | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 | | |
| が見受けられる。航空など一部の報告では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥ < フローチャートの掲載 > 現状及び問題意識 | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使 | | 1. 及び2. 平成 |
| 告書では、本文中で用いている略語 の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥ < フローチャートの掲載 | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使 われているため、一般の読者にとっ | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 |
| の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使 われているため、一般の読者にとっ ては、読みやすさに欠けているもの | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 |
| ⑥<フローチャートの掲載> 具体的な対応策 実施時期 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 1.事故等の態様が複雑な場合は、フローチャートを作成し、報告書に添付する。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使 われているため、一般の読者にとっ ては、読みやすさに欠けているもの が見受けられる。航空など一部の報 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 |
| 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 複雑な態様の事故等の場合、報告 書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で 実施時期 1.事故等の態様が複雑な場合は、フローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 |
| 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 |
| 書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥<フローチャートの掲載> | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 |
| 握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進する ためには、背景要因を含め様々な要 因がどのような因果関係で繋がって 事故等の発生に至ったのかを分かり やすく示すフローチャートを作成 し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| このため、読者の理解を促進する ためには、背景要因を含め様々な要 因がどのような因果関係で繋がって 事故等の発生に至ったのかを分かり やすく示すフローチャートを作成 し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| ためには、背景要因を含め様々な要 因がどのような因果関係で繋がって 事故等の発生に至ったのかを分かり やすく示すフローチャートを作成 し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| ためには、背景要因を含め様々な要 因がどのような因果関係で繋がって 事故等の発生に至ったのかを分かり やすく示すフローチャートを作成 し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| 因がどのような因果関係で繋がって 事故等の発生に至ったのかを分かり やすく示すフローチャートを作成 し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| 事故等の発生に至ったのかを分かり やすく示すフローチャートを作成 し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| やすく示すフローチャートを作成 し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| し、報告書に添付することが重要で | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部略語の解説一覧を巻末に添付している。 ⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々なっちめには、背景要因を含め様々なすり | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているのが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている。⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでもとがある。 このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々なっかがとのような因果関係で繋がつかりやすく示すフローチャートを作成 | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |
| ある。 | ⑤<表現・用語の工夫> 現状及び問題意識 報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているのが見受けられる。航空など一部略略の解説一覧を巻末に添付している。⑥<フローチャートの掲載> 現状及び問題意識 複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んいことがある。 このため、読者の理解を促進するためには、ような因果関係で繋がかか作成もいる。の発生に至ったやし、報告書に添付することが重要で | 1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。 2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。 具体的な対応策 1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチ | 1. 及び2. 平成 24年4月公表分 から実施 実施時期 |

| ⑦<報告書における再発防止策の明記> | | | |
|---------------------|-----------------------|----------|--|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 | |
| 報告書における「再発防止策」の | 新たに「第5章 再発防止策」を起章し、 | 平成24年4月以 | |
| 記載箇所は、従来、部会や報告書に | 部会や報告書により分散して記載されていた | 降に審議入りする | |
| よって「分析」「所見」「参考事 | 「再発防止策」に関する内容を、第5章に集 | 案件から実施 | |
| 項」の何れかに記載されてきてお | 約して記載する。 | | |
| り、「再発防止策」の位置付けが分 | 第 5 章は、「事故後に講じられた事故等防 | | |
| かりにくい状態にあった。 | 止策」(原因関係者により講じられた措置、 | | |
| このため、報告書の構成を『事実 | 国土交通大臣等により講じられた施策)、 | | |
| 情報 → 分析 →結論(原因) → 再 | 「今後必要とされる事故等防止策」(当委員 | | |
| 発防止策』という、分かりやすい論 | 会が今後必要と考える再発防止策)により構 | | |
| 理展開に整える必要がある。 | 成することを基本とする。 | | |
| | なお、第 5 章で記載した勧告・意見等に係 | | |
| | る内容は、別途起章し、掲載する。 | | |

2.

| 情報 → 分析 →結論(原因) → 再発防止策』という、分かりやすい論理展開に整える必要がある。 | 「今 ⁷ 会が ⁷ 成す ⁷ | 後必要とる 今後必要 ることを お、第 5: | される事故 と考える 基本とする 章で記載し | # じられた 女等防止策」 再発防止策) 。 した勧告・意 掲載する。 | (当委員により構 | |
|--|---|---------------------------------|--|--|----------------------------------|---|
| 適時適切な情報発信) 国内外に対し勧告や意見の発出、事実 | | | | | リーかつ積極 | 返的に行う 。 |
| ①<事故等の再発防止に資する情報発信 | 手のあ | り万(提言 | | | | |
| 現状及び問題意識 | TD /- | ~ LH = 44 | 具体的な | | 7 / 1 | 実施時期 |
| 「原因究明のための調査を行わせる」とされていた8条機関(航空・鉄道事故調査委員会)から、「原因究明 | | ≩照)。 | 度を積極 時期 | 的に活用す 対象 | る (1.~ | |
| のための調査」を行い、「国土交通大 臣又は原因関係者に対し必要な施策又 | | 根拠 | 时期 | 刈家 | フィーフッ フ [*] 報告 法定 | |
| は措置の実施を求める」、主体性の高い3条機関となった運輸安全委員会は、これまで以上にタイムリーで積極 | 勧告 | 設置法 | 事故等 調査終 了後 | 国交大臣 原因関係 者 | あり | |
| 的な情報発信(勧告や意見の発出、事 実情報の提供等)を行い、より一層運 輸の安全の向上に寄与することが求め | 見 | 設置法 | 調査途 中段階 も可 | 国交大臣 関係行政 機関の長 | なし | |
| られている。 当委員会設置 (H20.10) 以降では、 | 所見 | 運用 | 事故等調査終了後 | 制約なし | なし | |
| (1) 当委員会に新たな機能として 加わった原因関係者への勧告を 行う。(下表参照) (2) 事故調時代に実績のなかった | 安全勧告 | 条約 | 調査途 中段階 も可 | 制約なし | あり (航空 のみ) | |
| 関係行政機関の長への意見を述べる。(下表参照) (3)従前からも調査途中段階における行政機関への情報発信(不安全情報等)を行っていたが、 | 情報提供 | 運用 | 調査途 中段階 | 国交省各 局 関係行政 機関 | なし | |
| 新たに委員長定例記者会見を実施することとし、この会見を通じて同情報を紹介し、ホームページに掲載するなどして、情報の水平展開に努める。(4 件の事故等で実施) | 情 | 報の発信 1)情報 「(案 | 是供の指金 (き) 周知す (まが判明し | する行政機関 ↑を策定 ⁻ べき緊急性 た段階で速 | 正が高い不 | 1. 行政機関への 情報発信 (1) 平成24年9 月までに策定 |
| (4) 勧告に基づき原因関係者が講じた措置について、直近の委員長定例記者会見で紹介し、ホームページに掲載するなどして、情報の水平展開に努める。(3 | | 2) 行政 明確化 通則をi 定とし | 機関に対っ するため、 ひ正し、 ₋ て盛り込む | | を実施要領)指針を規 | (2) 平成24年9 月までに通則 改正 (3) 平成24年 |
| 件の事故等で実施) (5)地方公共団体等に対する所見 を記述した事故調査報告書につ いて所管官庁に対してその内容 | | | | っている行政 売き適時適り | | 中の実績につ いてレビュー を行う |
| の周知を依頼する。(1 件の事 | 2. | 調査途中 | 段階におり | ナる関係事業 | 美者等への_ | 2. 関係事業者等 |

故で実施)

などの取組みを実施してきた。

しかしながら、国土交通大臣への「勧告」や調査途中段階での同大臣、 関係行政機関の長への「意見」につい ては、当委員会設置以降実績がない 等、現行法制度を十分に活用し切れて いるか運用面での検討課題が残されて いる。

表 過去4年間の年別提言実績数

| 提言 | 年 | 航 | 鉄 | 船 |
|----------------------------|------------|---|---|----|
| | | 空 | 道 | 舶 |
| 勧告(国 | H21 ∼23 | 0 | 0 | 0 |
| 交大臣) | H24 | 1 | 0 | 0 |
| 勧告(原 | H21 | 0 | 0 | 0 |
| 因 関 係 | H22 | 0 | 0 | 0 |
| 凶 関 休 者) | H23 | 0 | 1 | 2 |
| 11) | H24 | 0 | 1 | 6 |
| | H21 | 3 | _ | 0 |
| 安全勧告 | H22 | 1 | | 0 |
| 女主動 口 | H23 | 0 | _ | 9 |
| | H24 | 1 | | 2 |
| | H21 | 1 | 1 | 0 |
| 意見(国 | H22 | 0 | 0 | 1 |
| 交大臣) | H23 | 1 | 0 | 2 |
| | H24 | 1 | 0 | 4 |
| 意見(関 | H21 | 0 | 0 | 1 |
| ^{息兄} (渕 係行政機 | H22 | 0 | 0 | 0 |
| 関) | H23 | 0 | 0 | 3 |
| (天) <i>(</i> | H24 | 0 | 0 | 0 |
| 意見(調 査途中段 | H21 ∼23 | 0 | 0 | 0 |
| 階) | H24 | 0 | 0 | 2 |
| | H21 | 3 | 0 | 5 |
| 所見 | H22 | 2 | 5 | 18 |
| | H23 | 2 | 2 | 46 |
| | H24 | 2 | 2 | 33 |

なお、現行法制度では国土交通大臣 及び関係行政機関の長に実施できる事 故等調査の途中段階における「意見」 は、原因関係者には実施できないこと など、情報発信をより積極的に進めて いこうとする中で、法制度のあり方に ついて検討を要する事項もある。 安全情報の発信

情報提供を行った場合には、速やかにホームページに掲載し、不安全情報等の水平展開を図るとともに、原則として直近の委員長会見で紹介する。

3. 調査終了後における関係事業者等への安 全情報の発信

勧告に基づき講じた施策又は措置の状況について国土交通大臣からの通報又は原因関係者からの報告があった場合には、原則として直近の委員長記者会見で紹介するとともに、ホームページに掲載し、情報の水平展開を図る。

- 4. よりタイムリーかつ積極的な勧告、意見等の発出
- (1)運輸安全委員会のミッション、「勧告や意見の発出、事実情報の提供などの情報発信を通じて必要な施策又は措置の実施を求める」を受け、よりタイムリーかつ積極的に勧告、意見等を発出し、一層効果的な再発防止、被害の軽減に資する。

なお、今後、「勧告」、「意見」及び「所見」について、以下のとおり取り扱うこととする。

- 勧 ○国土交通大臣、又は原因関係者へ の「勧告」は、「事故等調査を終え た場合」、すなわち、当該事故等調 査報告書(最終報告書)の公表時に 併せて発出する。
 - ○その際、最終報告書の「4章 結論」の中の「原因」又は「その他安全上重要な事項(仮)」に基づき、 それらに対する改善策を求めるもの (講ずべき施策(措置))について、「勧告」として発出する。
- 意 ○調査途中段階における国交大臣、 見 関係行政機関の長への提言は、「意 見」として述べる。
 - ○調査終了時における「勧告」以外 の施策等の提言は、関係地方公共団 体を除き、「意見」として述べる。
 - ○個別の事故等調査によらず、委員 会が必要と認めるときに発出する国 交大臣、関係行政機関の長への提言 は、すべて「意見」として述べる。
 - ○「意見」の報告徴収については、 各機関の対応を尊重し、講じた施策 等について、当該機関の報道資料 (HP)等にリンクを貼る等して、 国民に周知できるようフォローアッ プに努める。

への情報発信 (調査途中)

平成 24 年中 の実績について レビューを行う

- 3. 関係事業者等 への情報発信 (調査終了後) 平成 24 年中 の実績について レビューを行う
- 4. 勧告、意見等 の発出
- (1)、(2)平 成 24 年中の 実績について レビューを行 う
- (3) 平成24年6 月までにウェ ブデザインを 決定

○行政機関への提言は、すべて「勧 見 告」又は「意見」を用い、原因関係 者(行政機関を除く)への提言は、 すべて「勧告」を用いて発出するも のとし、制度として明確な規定のな い「所見」は、以下のような特別な 場合を除き、今後は用いないものと する。 ○関係地方公共団体、又は同種の事 業者・関係団体等(原因関係者では ない者) に提言を行う場合には、原 則、所管官庁への「勧告」又は「意 見」の中に、その内容(指導、助 言、周知等)を書き込むものとし、 所管官庁がない場合など特別な場合 にのみ「所見」として述べるものと する。 なお、上記の提言を積極的に実施するた め、委員会・部会は、初動報告・スケルトン 報告・報告書案審議等の各段階において可能 性の考えられる提言(改善策)を必ず検討す るものとする。 (2) 関係団体・関係業界への情報発信を強 化する。 ①委員長定例記者会見等での周知 ②講習会における啓発活動 ③報告書公表時に、関係事業者・関 係団体等への説明実施 (3)提言(勧告、安全勧告、意見)に係る フォローアップの状況を可能な限りホー ムページ等を用いて紹介し、当委員会の 業務サイクル(原因究明→提言→安全対 策)を可視化する。 ※運輸安全委員会のHPに関する内外の利用 5. 今後の方向性 者の意見を聞いて、充実・改善の参考と の検討 する。 検討継続 (再掲 2. (1) ④ 1. 参照) 5. なお、前記4. の実績を踏まえつつ、併 せて提言制度の方向性について、検討を継 続する。 ・原因関係者に対する意見陳述 ・地方公共団体の長に対する意見陳述 ・調査途中段階における勧告 関係行政機関の長(原因関係者の場合 を除く) に対する勧告 ・勧告に基づく施策・措置の公表につい ての法制化 ②<社会的に関心の高い事故が発生した際の発生直後からの情報発信> 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 事故発生直後の情報提供について、 1. 社会的関心の高い事故が発生した際に 1. 実施中 現状は、主管調査官が現地で取材に応 は、可能な限り発生直後に委員長又は委員 ずる形で対応している。社会的関心の が現地から情報発信を行うこととする。 高い事故については、平成21年12月 から進捗状況報告を実施することとし 2. 情報発信の概要 ており、委員長定例記者会見を始めて (1) 対象事故 からは事故発生から1週間で実施した ① 事故の態様を踏まえつつ、事故毎 に、委員長が部会長、事務局長、総

務課長及び首席事故調査官の意見を

例がある。

事故発生直後からの情報提供は、調査状況を知りたいという国民の要望に応えるとともに、調査の透明性を確保する観点からも必要である。

社会的関心の高い事故については、 広く国民に伝えるためにも、委員長又 は委員が積極的に直接情報発信するこ とが重要である。 聞いて決める。

- ② 近年の事例では、(航空)「那覇空港中華航空機火災事故(H19.8 発生)」「成田空港FDX機着陸失敗炎上事故(H21.3)発生」(鉄道)「JR西日本福知山線列車脱線事故(H17.4 発生)」「JR東日本羽越線列車脱線事故(H17.12)発生」「JR北海道石勝線列車脱線事故(H23.5 発生)」(船舶)「第十一天竜丸転覆事故(H23.8 発生)」が該当すると考えられる。
- (2) 記者会見の時期及び発表内容
 - ① 可能な限り早い時期(事故当日か翌日)

主な発表内容:派遣した主管調査 官等のリスト、事

> 故の調査事項及び 大きな調査方針

② 事故発生から 2、3 日後以降 主な発表内容:事故の調査状況、

判明した事実(確実かつ重要なもの)及び今後の調査予定

③<委員長による定期的な情報発信>

現状及び問題意識

平成 23 年 7 月までは、委員長による定期的な記者会見は行っていなかった。また、月に1回、記者会の要望により、その月に公表する事故調査報告書等についてが、その場では、一部社会的に関心の高い事故等の案件についての状況等についてがありた。

具体的な対応策

- 1. 毎月1度、委員長の定例記者会見を行う こととした。平成23年8月24日に第1回 を開催して以後、毎月開催している。
- 2. 定例記者会見は、次の要領で行っている。
- (1) 実施日:原則として毎月第 4 水曜日 14:00~
- (2) 場所:国土交通省5階会見室
- (3) 会見事項:
 - ① 事故等調査の進捗状況
 - ② 事故等防止及び事故被害の軽減の ための情報
 - ③ 勧告等に基づき、関係行政機関等 又は原因関係者で講じられた施策・ 措置
 - ④ 年次報告、統計資料
 - ⑤ その他、委員長が必要と認めたもの
- 3. 従来から公表報告書について行っている記者レクにおいて、委員長から報告書に付された勧告等を紹介している。
- 4. 委員長記者会見の改善の参考とするため、国土交通省記者会の記者に、これまでの会見に対する感想、改善点・要望についてのアンケートを行った。今後、アンケート結果を参考として、順次改善に努める。

<参考>

実施時期

1. 実施中 (平成 23 年 8 月 ~) 定例記者会見で取り上げた事項は概略以下 のとおり。

- ・運輸安全委員会の業務改善について
- 事故等調査の進捗状況

旅客船第十一天竜丸沈没事故(H23.8 発 生)(2 回)、JR北海道石勝線列車脱線 事故(H23.5 発生)(2 回)、航大带広分校 訓練機墜落事故(H23.7 発生)、北海道工 アシステム機奥尻空港上空における重 大インシデント(H23.6 発生)、エアーニ ッポン機浜松沖上空における重大イン シデント(H23.9 発生)、四国航空機(回 転翼航空機) 火災事故(H23.9 発生)(2 回)、全日本空輸(株)所属ボーイング式 787 型機の高松空港における重大インシ デント(H25.1 発生)(4 回)、京浜急行電 鉄(株)本線列車脱線事故(H24.9 発生)、 貨物船 NIKKEI TIGER 漁船堀栄丸衝突事 故(H24.9 発生)、(株)大韓航空所属ボー イング式 737-900 型機の新潟空港におけ る重大インシデント(H25.8 発生)、日本 貨物鉄道(株)函館線列車脱線事故 (H25.9 発生)(2回)、貨物船 JIA HUI 貨 物船第十八栄福丸衝突事故(H25.9 発生)

・調査の過程で判明した事実のうち、関 係機関に提供した安全情報

ケミカルタンカー日祥丸乗組員死傷事故(H23.6 発生)、北海道エアシステム機 奥尻空港上空における重大インシデント(H23.6 発生)、JR西日本山陽線舞子 駅鉄道人身障害事故(H22.12 発生)、航 大帯広分校訓練機墜落事故(H23.7 発生)、砂利運搬船成和丸爆発事故(H24.12 発生)、個人所属富士重工 FA-200-160 型機の千葉県八千代市における航空事故(H25.9 発生)

・原因関係者が勧告に基づいて講じた措 置の状況

遊漁船しぶさき 10 号沈没事故、旅客船 第九十八あんえい号旅客負傷事故、貨 物船 SINGAPORE GRACE 作業員死亡事故、 引船第十二喜多丸転覆事故、長崎電気 鉄道(株)大浦支線における重大インシ デント、朝日航洋(株)所属アエロスパ シアル AS332L 型機事故、四国航空(株) 所属ユーロコプター式 AS350B3 型機事故 など

・国土交通大臣が勧告に基づき講じた施 策についての通報

旅客船第三あんえい号旅客負傷事故及 び旅客船第三十八あんえい号旅客負傷 事故、個人所属パイパー式 PA-46-350P 型機事故

④<個別事故の記者レク資料等の公開等によるホームページの充実>

| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 | |
|------------------|----------------------|-----------|--|
| ホームページ(HP)の既存のコ | 1. 運輸安全委員会のHPに関する内外の | 1. 職員アンケー | |
| ンテンツについて、利用者の利便性 | 利用者の意見を聞いて、充実・改善の参 | ト結果の内容検 | |
| といった観点から改善が必要であ | 考とする。 | 討 | |
| る。 | | 平成 24 年 4 | |

月まで また、委員会の基礎情報等につい て、HPに情報提供できないか。例 一般利用者 えば、記者レク時の説明用に作成・ へのアンケー 使用している資料は、一般向けに開 トの実施 示していないが、HPに掲載して一 平成 24 年 6 般にも広く開示し、より有効に活用 月まで すべきである。 2. 平成23年に実施した職員アンケート 2. 追加コンテン による意見・アイデアについては、内容 ツの検討 を吟味し、採用可能なものから順次改善 平成 24 年 8 する。 月まで 3. 基礎情報のH 3. また、委員会の基礎情報については、 Pへの掲載 他省庁のHPや諸外国の調査機関のHP 順次実施中 等も参考にしつつ追加するコンテンツを 決定していく。なお、追加する情報につ いては、引き続きHP掲載の環境が整っ たものから順次掲載する。 4. 記者レク資料 4. 記者レク時の説明用に作成・使用する のHP掲載 資料については、今後HPに掲載する。 平成 24 年 4 月公表分から ※提言(勧告、安全勧告、意見)に係るフ オローアップの状況を可能な限りホームペ ージ等を用いて紹介し、当委員会の業務サ イクル(原因究明→提言→安全対策)を可 視化する。 (再掲 2. (1) ①4. (3) 参照) ⑤<ニュースレターほか情報ツールの内容の充実・再検討> 実施時期 現状及び問題意識 具体的な対応策 現行ニュースレターにおいては、委 統計分析や類似事例を取りまとめた各種ツ 員会全体の活動等に関わるトピックス ールや海外向け情報発信ツールの確保は必要 と、事故等事例の紹介とが併載されて との認識に立った上で、広く一般に周知すべ おり、再発防止・啓発を目的とするも き当委員会のPR活動を中心としたツールと、 のか、PR 活動を目的とするものなの 統計・分析及び事故等事例紹介を内容とし、 か、必ずしも役割が明確になっていな 再発防止・啓発を目的としたツールとに分け ることとし、以下のとおり実施する。 11, 1. 及び2. PR活 1. 委員会の活動全体にかかる PR 事項、HP 広報の観点からは、一般に当委員会 の認知度が低いという問題意識から、 更新情報、公表事案、コラム等をHP及びメ 動等及び事例紹 活動内容や Q&A などをもっと紹介して ールマガジン等に掲載する。 介、分析集の発 いきたいという意図がある。 <PR 活動等> 平成24年4月 2. 現行ニュースレター形式を維持しつつ、 以降、早期に実 各モードごと、またはモード共通のテーマ 施 について特集し、紹介すべき事例、統計に 基づく分析など内容を充実させる。 <事例紹介、分析集> 委員会の1年間の活動全般を取りま 3. 運輸安全委員会年報については、英語版 3. 運輸安全委員 とめた運輸安全委員会年報について 作成を発刊計画に加え、編集、作成する。 会年報の発刊 は、日本語版に加え海外向け情報発信 平成24年7月 ツールとして、英語版の作成を検討す 末までに実施 る必要がある。 (英語版) 平成 24年12月末ま でに実施 地方事務所においては、平成22年 4. 各地方事務所作成の地方版分析集につい 4. 地方版分析集 より管轄区域内における船舶事故等の て、内容の充実及びその周知啓発活動を積 の充実

| 防止に資するため、地方版分析集を作成しているが、周知啓発が必ずしも十分でないことから、情報発信について、さらなる充実を図る必要がある。 | 極的に行う。 | 平成 24 年中 の実績について レビューを行う |
|---|--------|--------------------------------|
| | | |

| (2) 事故調査の透明性確保の観点から情 | 報の開示に努める。 | | |
|---|---|-------------------|--|
| ①<基礎データの開示> | | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 | |
| 従前においては、解析を委託した際の報告書記載のデータについて、重要なもののみ報告書に記載していたが、最近においては、解析報告書の全文を添付するなど、調査に関し | 1. 今後とも、個人情報、企業機密に関する ものを除き、事故等の原因を解析するため に不可欠な計算の元データは、引き続き報 告書へ掲載していく。 | 1. 実施中 | |
| て収集され、事故調査報告書の作成 に使用された情報のうち、報告書に 記載された計算の元データについて は、個人情報、企業機密に関するも のを除き、原則として全て報告書に 掲載してきているところ。 | 2. 報告書作成に使用した委託調査の資料 (成果品)で報告書に全てのデータを掲載 していないものについて、個人情報、企業 機密に関するものを除き、公表することと する。なお、公表資料の選定、委員会(部 会)における手続きなど、公表にあたって の具体的方法について、引き続き検討す | 2. 平成24年4月まで | |
| 事故等の原因を解析するために不不可欠はなる等の原因を解析する計量を対して、報告書の記載したが報報を対して、報告書のの理由がデーの外のでは、事故には、事故には、事故には、事故に、ないないをである。と、他ので、表して、のので、は、のので、は、ないないを、は、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないない | る。 3. その他、事故等の原因を解析するために不可欠ではなく報告書の記載量が増えて読みづらくなる等の理由から報告書に掲載されていない基礎データ(例えば、気象データ、機器の諸元、各種記録装置のデータ、写真など)については、個人情報、企業機密に関するものを除き、引き続き個別に情報公開請求に対応していく。 | 3. 引き続き求めに応じて公開 | |
| ②<委員会審議の更なる透明性確保> | | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 | |
| (議事録の詳細化) 現行作成している議事録は、公文 書管理法等に基づき、委員会(部会 を含む。)における意思決定に至る 過程等を議事概要としてまとめてい る。 | 1.審議における意思決定の過程及びその経 緯等について議事録に記載することは、審 議の透明性の確保又は事後に検証する上で 必要となるものであることから、以下のよ うに対応する。 | | |
| さらに詳細な議事録の作成に当たっては、以下の問題点等にも考慮が必要である。 委員会における発言に対して、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、審議に支障が出るこ | 2. 委員会(部会を含む。)審議のうち、重要、かつ本質的な部分について、委員ごとの発言部分を要領筆記した詳細な議事録を作成する方向で検討することとし、平成23年11月の各部会から詳細化した議事録作成の試行を開始した。 | 2. 実施済み | |
| るなどにより、番磁に叉陣が出ることも懸念される。 また、詳細な議事録作成には、大幅な事務負担の増加が見込まれる。 | 3. ワーキングチームにおいて、試行結果 (平成23年11月~平成24年3月までの5ヶ月 分)を検討(特に、議事録に盛り込む審議内 容、様式など) | 3. 平成24年4月 に実施 | |
| 一方、議事録を詳細化することに | 4. 議事録のまとめ方、体制の整備などを踏 | 4. 平成24年5月 | |

より、委員の発言に責任を持つと共 まえた第2次試行の実施、検証(平成24年5 から実施 に、審議の更なる透明性が確保でき 月~9月) るのではないか。 5. 詳細な議事録の運用開始 5. 平成24年10月 から実施 (一部部会の公開検討) 1. 機密情報保護の問題、報告書公表のあり 1. 継続検討 委員会の一部を公開することで、 方等、諸問題を整理し、公開の是非を検討 運輸の安全に対する社会の認識を深 する。 めるとともに、審議の透明性が更に 確保できるのではないか。 諸外国の事故調査機関では、米国 国家運輸安全委員会(NTSB)が、唯一

公開している。

|) 事故等調査の成果の活用を推進する。 | | |
|--|--|----------------------|
| ①<事故等調査の成果の活用の推進> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 運輸の安全性の更なる向上を図る | 1. 報告書など事故等調査の成果について、 | 1. 随時実施 |
| 観点からは、事故等調査の成果につ | どのように活用されているかをアンケート | |
| いて、社会全体に幅広く水平展開さ | 調査等により把握するとともに、その結果 | |
| れることが極めて重要である。 | を踏まえて、活用推進策を検討する。 | |
| そのため、これまで公表してきた | | |
| 報告書の教訓等について、安全運航 | 2. 引き続き、判りやすい報告書の作成に努 | 2. 随時実施 |
| (行)に直接的な責任を負う事業 | めるとともに、運輸安全委員会年報や運輸 | |
| 者、その中において輸送の安全を確 | 安全委員会ダイジェストについて、発行時 | |
| 保する安全統括管理者、実際に操 | 期や発行形式について、改善を行う。ま | |
| 縦・運転する者など様々な関係者に | た、安全を啓発するための冊子類の発行を | |
| おいて、それぞれどのように利用さ | 検討する。 | |
| れているか把握するとともに、これ | | o Polo Polo Polo Ida |
| ら教訓等がより活用されるよう、そ | 3. 学会等への積極的な参加や、出前講座や | 3. 随時実施 |
| の提供方法について検討する必要が | 部外団体における安全研修への講師派遣へ | |
| ある。 | の対応、一般国民向けの各種イベントへの | |
| その際、東京のみならず全国8か所のは大東なぎしま物の | 参加などを通じ、事故等調査から得られる | |
| の地方事務所と連携のうえ、効果的 | 教訓などの周知活動を行う。 | |
| に提供する必要がある。 | 4. 上記のほか、関係団体における安全教育 | 4. 随時実施 |
| | 4. 工記のはが、関係団体におりる女主教育 において、事故等調査の成果が活用される | 4. 随时大旭 |
| | よう働きかけを行う。 | |
| ②<船舶事故ハザードマップの活用> | よ | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 船舶交通においては、外航船、内 | 1. 引き続き、海事関係団体・事業者等との | 1. 随時実施 |
| 航船 航船、旅客船、漁船、プレジャーボ | 1. 引き続き、伊尹関係団体・尹杲有寺との 意見交換を通じ、ユーザーニーズを把握し | 1. 随时 夫旭 |
| 加船、旅谷船、温船、ブレンヤーか 一トなど、同一水面を利用している | | |
| が、各船種間において安全に関する | 版・英語版)」について、機能強化、掲載 | |
| 情報が十分に共有されていない状況 | 情報の改善など、必要な対応を行う。 | |
| にある。 | 情報が以音なと、必要な利心を目 7。 | |
| そのため、事故再発防止の観点か | 2. 学会等への積極的な参加、海事関係イベ | 2. 随時実施 |
| ら、船舶事故等の発生場所に係る情 | ントへの出展、関係行政機関との連携、海 | - 1 Ne. 1 > 0.2 |
| 報に加え、各地方事務所作成の地方 | 事関係団体・事業者等への積極的な周知、 | |
| 版分析集、さらには関係行政機関・ | 実際に利用する者との意見交換などを行う | |
| 団体と連携のうえ、気象データ、漁 | ことにより、「船舶事故ハザードマップ」 | |
| 場の位置図、AISデータによる交 | の周知を図る。 | |
| 通量等の安全上有益な情報をインタ | | |
| ーネットサービスを活用して一覧で | 3. 外国の船舶事故調査機関とも連携しなが | 3. 随時実施 |
| きるようにする「船舶事故ハザード | ら、「船舶事故ハザードマップ・グローバ | |
| マップ」の充実・強化及び利用促進 | ル版」の構築及び適切な管理を行うととも | |

| を図る必要がある。 | に、各種国際会議等で積極的に紹介することで、国際的な船舶事故調査の高度化に貢献する。 | | |
|--------------------------|--|--|--|
|) 事が築調本に反え国際連権・国際扱力な推進する | | | |

| 」) 事故等調査に係る国際連携・国際協力 | <u>,</u> 」を推進する。 | |
|---|---|----------|
| ①<事故等調査に係る国際連携・国際 | 協力の推進> | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 運輸安全委員会においては、航空、鉄道、船舶の各モードにおいて、科学的、科学的な見地に基づき、原因究明と再発防止のための調査を実施している。これらの事故調査により得られた教訓については、国内のみなられる。またいても同種事故の防止のの貴重な資料になると考えられる。また、国際的にも事故と考えられる。また、国際的にも事故と考えられる。また、日際的にも事故等調でである。また、日際的にも事故等調である。世界から信頼される事故調査機関として、国際的プレゼンスの情報発信図る観点からは、海外への情報発信 | 1. 事故等調査によって得られた教訓をまとめたダイジェストの翻訳作業を進め、順次、ホームページでの公表、メールマガジン配信サービスによる配信、海外メディアへの配信等を通じて更に周知を行う。 (参考) ・第3号「船舶事故分析集"船舶内作業に関連する死傷等事故"の防止に向けて」(平成24年12月10日発行) ・第5号「航空事故分析集"小型機事故の防止に向けて"」(平成25年4月15日発行) ・第9号「船舶事故分析集"酸欠・ガス中毒関連死傷事故の防止に向けて"」(平成25年1月18日発行) ・第9号「船舶事故分析集"でリコプター事故の防止に向けて"」(平成26年4月23 | 1.逐次実施中 |
| を強化する等、国際連携・国際協力を推進する必要がある。 | 日発行) 2. ITSA (国際運輸安全連合)、ICAO (国際民間航空機関)、IMO (国際海事機関)等の国際機関や各種国際セミナー等において、我が国の事故等調査の概要や得られた教訓について積極的に紹介する。 | 2. 逐次実施中 |
| | 3. 現在、各国は IMO に対して、国際航海に 従事する総トン数 500t 以上の船舶に係る事 故等調査報告書を提出することとされてい る。一方、運輸安全委員会においては、漁 船などの小型船に係る事故等を含め、年間 1,000 件程度の船舶事故等を調査してい る。 国際的な海上安全のさらなる向上を図る ため、IMO に提出する調査報告書の範囲を 拡大し、小型船に係る事故等についても有 益な教訓については、積極的に情報発信す る。 | 3. 逐次実施中 |
| | 4. 鉄道事故等の調査報告書のうち、社会的 影響が大きいもの(JR福知山線脱線事故 など)について英語に翻訳し、ホームペー ジに掲載する。 | 4. 作業中 |
| | 5. 外国の船舶事故調査機関とも連携しながら、「船舶事故ハザードマップ・グローバル版」の構築及び適切な管理を行うとともに、各種国際会議等で積極的に紹介することで、国際的な船舶事故調査の高度化に貢献する。(再掲) | 5. 随時実施 |

献する。 (再掲)

| | 6. 国際的な運輸の安全に貢献する観点から、国内向けの勧告、意見についても、順次、翻訳し、ホームページで英語版を公表する。 | 6. 随時実施 |
|---|---|---------|
| | 7. 上記のほか、必要に応じ、事故等調査に 係る二国間協力や国際支援について推進す る。 | 7. 随時実施 |
| ②<海外の事故等調査情報等の収集及び | び当該情報の国内向け情報発信> | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 海外の事故等調査情報等のうち、 同種事故等の再発防止の観点から有 益なものについては、これを積極的 に収集し、国内の関係者に周知して いく必要がある。 | 海外の主要な事故調査報告書等を抽出して、事故等の概要等を翻訳し、ホームページ等で紹介する。 | 作業中 |

3. 被害者への配慮

(1)被害者やそのご家族、ご遺族に対し、事故調査に関する情報を適時適切に提供する。

| 1) 攸告有やてのこ豕族、こ退族に刈し | 、事故調査に関する情報を週時週切に提供する。 | |
|---------------------|---|-------------------------|
| ①<被害者等への情報提供等> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| | 以下の内容を盛り込んだ「被害者等情報提供マニュアル」を作成し、対応する。 1.情報提供の対象者 原則として、旅客が死亡又は行方不明となった事故若しくは複数の旅客が重傷を又は遺族を対象とし、被害者等の心情にととする。 但し、上記事故以外の被害者等から情報提供を行うこととする。 但し、上記事故以外の被害者等から情報提供を行うこととする。 2.情報提供の内容 (1)マスコミへ公表する事実情報や調査の進捗状況 (2)事故調査報告書(経過報告書、最終報告書) 3.その他 ○事故調査報告書(経過報告書、最終報告書) 3.その他 ○事故調査報告書(経過報告書、最終報告書) 3.その他 ○事故調査報告書(経過報告書表過報告書) | 実施時期 平成24年4月から 実施 |
| ②<能力向上のための研修等の充実> | 室」との連携。 (再掲) | |
| 4. (1) ①参照 | (1114) | |
| 4. (1) ①参照 | | |

(2)被害者やそのご家族、ご遺族からのご意見などに丁寧に対応する。

| ①<被害者等からのご意見への適切な対応> | | | |
|----------------------|-----------------------|------------|--|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 | |
| 被害者等からのご意見などに丁寧 | 1. 被害者等の気づきなどについては、情報 | 1. 平成24年4月 | |
| に対応するため、これらのご意見を | 提供窓口が被害者等に寄り添い、話をお聞 | から実施 | |
| 組織として共有するとともに、情報 | きし、適切に部会に報告するものとする。 | | |
| 提供窓口職員等の教育・研修による | | | |

| 資質の向上を図ることも必要であ る。 | 2. コミュニケーション能力の向上等に資する研修等の受講。 | 2. 平成24年度中 に実施 |
|-----------------------|--|--------------------|
| | 3. 報告書公表後も、被害者等との連絡を密 にし、情報提供等に努める。 | 3. 実施中 |
| | 4. 地方事務所も情報の窓口として、東京と 一体的に対応する。 | 4. 平成24年4月 から実施 |
| ②<能力向上のための研修等の充実> | (再掲) | _ |
| 4. (1)①参照 | | |

4. 組織基盤の充実 (<u>1</u>) 調査手法に

| 1) 調査手法に対する総合的な理解をは | じめとした個々の能力の向上に努める。 | |
|--|--|---|
| ①<能力向上のための研修等の充実> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 現れ及び問題息識 現在、事故調査官の研修は、モード ごとに専門分野の研修を実施してい る。 航空調査官:シミュレータによる 研修(小型機、回転製 機、航空管制)、航空 機の整備に関する基 礎研修など。 鉄道調査官:踏切保安、軌道回 路・管理、車両技 | 1.職員の資質向上に効果的な研修(モード 横断で行う研修・専門研修)を計画的に実 施する観点から、事務局全体で研修内容を 検討する研修協議会を平成24年に設置する とともに、毎年度、研修計画を策定し、実 施する。 なお、平成25年3月に研修協議会の設置 を組み込んだ運輸安全委員会事務局職員の 研修に関する訓令を定め、それまでのモー | 表施時期 1. 平成 24 年以 降、毎年研修協 議会を開催 |
| 路・管理、単画技術、軌道構造の設計・施工・保守の研修など。 船舶調査官:VDR・GPS の回収・解析に関する研修、船舶の乗船研修、船舶工学、条約・法令の基礎研修など。 | ド別調査官研修要領を廃止した。 2. 平成25年度においては、次の研修を実施した。 ・ヒューマンファクター分析手法・マスコミから見た事故調査の広報・被害者・遺族と事故調査 ~御巣鷹山と生きる~ ・安全啓発施設見学 ~JAL安全啓発センター~ | |
| 事故調査官に対する研修については、各モード横断的にコミュニケーションやプレゼンテーションなどの基礎的な研修が必要である。 | ・地方事務所職員に対する航空、鉄道事故の初動調査の概要、手法等の研修 3. 平成26年度においても、研修協議会での検討を踏まえ、次の研修を計画的に実施す | 3. 平成26年3月 に研修協議会を 開催 |
| その他にもヒューマンファクター分析手法などの事故調査の方法論について、より充実した研修が必要である。 国外での研修は、クランフィールド | る。 ・組織的要因に関する調査、ヒューマンファクター調査、より徹底した原因調査のためのコミュニケーション、プレゼンテーションなどの研修 | |
| 大学(英国)や米国国家運輸安全委員会(NTSB)の事故調査官基礎研修に毎年2 名程度の事故調査官を参加させているが、今後も積極的に参加させ、その成果を組織内で共有・活用できる体制に | ・被害者等に対する情報提供のためのコミュニケーション能力向上の研修 ・被害者等からの事故調査への気づきに関する講演の開催 ・国外研修 | |
| する必要がある。 | ・地方事務所職員に対する航空、鉄道事故 の初動調査の概要、手法等の研修 ・その他の専門研修 | |
| ②<特に重大な事故への対応訓練(シミ | | ± 1/c n± 1/n |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 航空モードでは平成 16、17 年度 に、鉄道モードでは平成 16 年度に特 に重大な事故への対応訓練を実施した | 1. 各対応事項について「特に重大な事故対応要領」を整備する。 | 1. 実施済み |
| が、平成 20 年度の運輸安全委員会発 | 2. 各モード持ち回りで、おおむね半年毎に | 2. 順次実施 |

足後は、船舶モードを加えた3モード のいずれにおいてもこうした訓練を実 施していない。

特に重大な事故が発生した場合に、 事故調査の実施や情報の収集・連絡・ 報告、広報対応、被害者等への情報提 供等が的確かつ円滑に実施できるよう、当該事故を想定した訓練を行い、 実際の対応に備えるとともに、事故調 査の実施等の対応が円滑にできるかど うか、「特に重大な事故対応要領」の 検証も含めた確認を行うことが必要で ある。

また、過去の事故対応経験を組織全体で共有し、今後の対応に活かしていくことも重要である。

特に重大な事故への対応訓練を実施する。 なお、対応訓練の結果、「特に重大な事故 対応要領」で改善を要すること等が明らか となれば、適宜見直しを行う。

3. 重大事故に対応した経験を有する調査官 OBの講演を実施する等、過去の事故対応 経験について組織全体での共有化を図る。

(参考)

平成24年3月2日(金)、航空事故を 想定して訓練を実施した。

今後、訓練の実施結果を基に「特に重大な事故対応要領」の改善を図り、次回以降の訓練の参考とする。

また、研修の一環として平成 24 年 3 月 16 日 (金) に、2名の航空事故調査官OB による過去の重大事故の経験について講演を実施し、事故への対応の重要性を改めて確認した。

3. 順次実施

(2) 組織全体が活性化するよう、自由に意見を交換し、問題を共有できる組織づくりに努める。

①<運輸安全委員会のミッション・行動指針の設定> 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 運輸安全委員会設置法の目的は、 1. 運輸安全委員会のミッション・行動指針 1. 実施済み 「航空事故等、鉄道事故等及び船舶 を策定し、委員・職員に通知するとともに 運輸安全委員会ウェブサイトで公表する。 事故等の原因並びに航空事故、鉄道 事故及び船舶事故に伴い発生した被 害の原因を究明するための調査を適 確に行うとともに、これらの調査の 結果に基づき国土交通大臣又は原因 関係者に対し必要な施策又は措置の 実施を求める運輸安全委員会を設置 し、もって航空事故等、鉄道事故等 及び船舶事故等の防止並びに航空事 故、鉄道事故及び船舶事故が発生し た場合における被害の軽減に寄与す ること」であり、運輸安全委員会自 身の目的も、これに準じたものであ ると考えられるが、運輸安全委員会 としてこれまで組織としての目的を 明確に定めてこなかった。 今後、委員・職員一人一人が組織 の使命を明確に自覚し、これに従っ て適切に行動していくために、運輸 安全委員会のミッション・行動指針 を設定することが重要である。 ②<シンボルマーク等の設定> 現状及び問題意識 具体的な対応策 実施時期 1. 委員・職員からの公募及び投票により、 1. 実施済み 運輸安全委員会は設置後3年を経 過するが、シンボルマークはまだ設 シンボルマークを設定する。 定されていない。 国内外に運輸安全委員会への理解 2. シンボルマークは、国内外の会議やイベ を一層深めてもらうとともに、運輸 ント会場(ポスター等)、ウェブサイトや 安全委員会の役割と取組みに関して 公表資料、封筒その他様々な場面で幅広く より関心を持ってもらえるよう、ま 活用して運輸安全委員会をアピールしてい た、委員・職員の一体感の形成のた めに、運輸安全委員会としてシンボ

| ルマークを設定することが重要であ | | |
|------------------|-----------------------|------------|
| る。 | | |
| ③<モード間の情報交流> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| モード間で調査手法等の共有が不 | 1. モード横断的にワーキングチームを設置 | 1. 実施中 |
| 足している。共有することで各モー | し、事故調査マニュアルの改善等情報交換 | |
| ドの事故調査等に活用できるのでは | や業務改善方策を検討する。 | |
| ないか。 | | |
| ④<地方事務所の強化> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 組織基盤を充実するため、地方事 | (再掲) | |
| 務所の強化を図ることが重要であ | 1. 地方事故調査官の調査対象である船舶事 | 1. 平成24年4月 |
| り、調査の進め方の改善、資質向上 | 故等の処理に当たっては、審議の効率化の | から試行 |
| のための研修の実施を行うことが必 | 改善を図る。(1. (2)①5. 参照) | |
| 要である。 | | |
| | 2. 各地方事務所作成の地方版分析集につい | 2. 平成24年中の |
| | て、内容の充実及びその周知啓発活動を積 | 実績についてレ |
| | 極的に行う。(2. (1)⑤4. 参照) | ビューを行う |
| | | |
| | 3. 地方事務所も被害者等の気づきなどの情 | 3. 平成24年4月 |
| | 報の窓口として、東京と一体的に対応す | から実施 |
| | る。 (3. (2) ①4. 参照) | |
| | | |
| | 4. より徹底した原因調査のためのコミュニ | 4. 順次実施 |
| | ケーション、プレゼンテーション、コンプ | |
| | ライアンス、ヒューマンファクター分析手 | |
| | 法などの研修(4. (1)①2.参照) | |
| | | |
| | 5. 地方事務所職員に対する航空、鉄道事故 | 5. 順次実施 |
| | の初動調査の概要、手法等の研修(4. | |
| | (1)①2.参照) | |

アクションプランのフォローアップ及び改訂

| ①<アクションプランのフォローアッ? | プ> | |
|--------------------|-----------------------|-------------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| ミッションの実現のため、アクシ | 1. 引き続き、運輸安全委員会における業務 | 1. 年 1 回程度又 |
| ョンプランを確実に実施する必要が | 改善の取り組みをフォローアップするた | は必要に応じ実 |
| ある。 | め、年 1 回程度又は必要に応じ、随時有識 | 施する(不断に |
| | 者会議を開催する。 | 実施) |
| ②<アクションプランの改訂> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 業務改善の過程において不断の見 | 1. アクションプランは、業務改善の過程に | 1. 随時 |
| 直しを行い、アクションプランを改 | おいて、新規テーマの追加等、改訂の必要 | |
| 訂する必要がある。 | が生じた場合には、速やかに改訂を実施す | |
| | る。 | |

(3) 不断の業務改善について

運輸安全委員会では、平成26年4月の再改訂以降、業界団体等からのご意見・ご要望を踏まえた情報発信の改善(ホームページのリニューアル)等を行いました。引き続き、業務改善アクションプランを着実に実行し、かつ、適時適切に見直すとともに、実施状況のフォローアップを行ってまいります。

なお、最終報告書の検証、有識者会議、ミッション及び行動指針、業務改善アクションプランは、運輸安全委員会ホームページで公表しております。

5 航空機の種類別発生件数の推移(航空事故)

| 航空機の | | 飛 行 機 | | 回転翼 | <u></u> | | | (1年) |
|---------|-----|-------|------------|------------|--------------|--------|---------------|-------------------|
| 種類 | | 飛竹 大阪 | +n ±⊽ 目 | | | 滑空機 | 飛行船 | 計 |
| 発生年 | 大型機 | 小型機 | 超軽量 動力機 | ヘリ コプター | ジャイロ プレーン | 用 至 1成 | がいりが ロ | āl |
| 昭和 49 年 | 8 | 15 | 0 | 17 | 1 | 8 | 0 | 49 |
| 昭和 50 年 | 3 | 16 | 0 | 16 | 0 | 8 | 0 | 43 |
| 昭和 51 年 | 9 | 26 | 0 | 14 | 0 | 7 | 0 | 56 |
| 昭和 52 年 | 5 | 12 | 0 | 16 | 1 | 5 | 0 | 39 |
| 昭和 53 年 | 4 | 10 | 0 | 18 | 1 | 6 | 0 | 39 |
| 昭和 54 年 | 8 | 14 | 0 | 20 | 1 | 6 | 1 | 50 |
| 昭和 55 年 | 5 | 11 | 0 | 22 | 0 | 3 | 0 | 41 |
| 昭和 56 年 | 3 | 10 | 1 | 18 | 0 | 8 | 0 | 40 |
| 昭和 57 年 | 3 | 16 | 0 | 9 | 1 | 7 | 0 | 36 |
| 昭和 58 年 | 4 | 13 | 10 | 12 | 0 | 7 | 0 | 46 |
| 昭和 59 年 | 4 | 5 | 6 | 13 | 1 | 3 | 0 | 32 |
| 昭和 60 年 | 5 | 11 | 6 | 15 | 0 | 4 | 0 | 41 |
| 昭和 61 年 | 4 | 12 | 14 | 15 | 3 | 4 | 0 | 52 |
| 昭和 62 年 | 8 | 17 | 8 | 8 | 1 | 3 | 0 | 45 |
| 昭和 63 年 | 5 | 6 | 7 | 12 | 2 | 3 | 1 | 36 |
| 平成 元 年 | 2 | 6 | 11 | 9 | 1 | 12 | 0 | 41 |
| 平成 2 年 | 3 | 11 | 9 | 16 | 2 | 7 | 0 | 48 |
| 平成 3 年 | 2 | 10 | 6 | 19 | 0 | 7 | 0 | 44 |
| 平成 4 年 | 3 | 5 | 5 | 7 | 0 | 4 | 0 | 24 |
| 平成 5 年 | 4 | 5 | 3 | 17 | 1 | 2 | 0 | 32 |
| 平成 6 年 | 3 | 4 | 8 | 13 | 0 | 2 | 0 | 30 |
| 平成 7 年 | 4 | 7 | 10 | 6 | 0 | 1 | 0 | 28 |
| 平成 8 年 | 8 | 11 | 5 | 8 | 0 | 4 | 0 | 36 |
| 平成 9 年 | 3 | 11 | 3 | 8 | 2 | 3 | 0 | 30 |
| 平成 10 年 | 4 | 14 | 5 | 6 | 1 | 6 | 0 | 36 |
| 平成 11 年 | 1 | 9 | 5 | 7 | 1 | 5 | 0 | 28 |
| 平成 12 年 | 1 | 5 | 5 | 11 | 1 | 5 | 0 | 28 |
| 平成 13 年 | 2 | 5 | 2 | 8 | 0 | 4 | 0 | 21 |
| 平成 14 年 | 4 | 4 | 5 | 15 | 0 | 7 | 0 | 35 |
| 平成 15 年 | 2 | 10 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 18 |
| 平成 16 年 | 4 | 11 | 2 | 6 | 1 | 3 | 0 | 27 |
| 平成 17 年 | 1 | 8 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 | 23 |
| 平成 18 年 | 3 | 3 | 4 | 2 | 1 | 5 | 0 | 18 |
| 平成 19 年 | 5 | 3 | 4 | 7 | 0 | 4 | 0 | 23 |

(件)

| 航空機の | | 飛行機 | | 回転翼 | 航 空 機 | | | |
|---------|-----|-----|------------|------------|--------------|-----|-----|-------|
| 種類発生年 | 大型機 | 小型機 | 超軽量 動力機 | ヘリ コプター | ジャイロ プレーン | 滑空機 | 飛行船 | 計 |
| 平成 20 年 | 3 | 6 | 2 | 3 | 0 | 3 | 0 | 17 |
| 平成 21 年 | 6 | 2 | 1 | 7 | 0 | 3 | 0 | 19 |
| 平成 22 年 | 0 | 4 | 2 | 4 | 0 | 2 | 0 | 12 |
| 平成 23 年 | 1 | 8 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 14 |
| 平成 24 年 | 8 | 3 | 2 | 4 | 0 | 1 | 0 | 18 |
| 平成 25 年 | 1 | 4 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0 | 11 |
| 平成 26 年 | 4 | 5 | 2 | 1 | 0 | 5 | 0 | 17 |
| 平成 27 年 | 3 | 9 | 3 | 3 | 1 | 8 | 0 | 27 |
| 平成 28 年 | 2 | 4 | 1 | 2 | 0 | 4 | 0 | 13 |
| 計 | 165 | 381 | 162 | 428 | 24 | 201 | 2 | 1,363 |

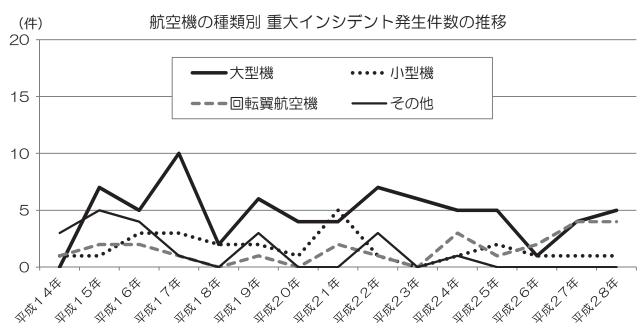
- (注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。
 - 2. 大型機とは、最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機のことをいう。
 - 3. 小型機とは、最大離陸重量が 5,700kg 以下の超軽量動力機を除く飛行機のことをいう。

運輸安全委員会年報 2017

6 航空機の種類別発生件数の推移(航空重大インシデント)

| | | | | | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|-----------|-----|-----|------------|------------|--------------|-------|-----|---------------------------------------|
| 航空機の | | 飛行機 | | 回転翼 | 航空機 | | | |
| 種 類 発 生 年 | 大型機 | 小型機 | 超軽量 動力機 | ヘリ コプター | ジャイロ プレーン | 滑 空 機 | 飛行船 | 計 |
| 平成 13 年 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 14 年 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 平成 15 年 | 7 | 1 | 4 | 2 | 0 | 1 | 0 | 15 |
| 平成 16 年 | 5 | 3 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 平成 17 年 | 10 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 平成 18 年 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 平成 19 年 | 6 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 12 |
| 平成 20 年 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 平成 21 年 | 4 | 5 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 平成 22 年 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 平成 23 年 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 平成 24 年 | 5 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 10 |
| 平成 25 年 | 5 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 平成 26 年 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 平成 27 年 | 4 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 平成 28 年 | 5 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 計 | 74 | 25 | 16 | 24 | 0 | 4 | 0 | 143 |

- (注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。
 - 2. 大型機とは、最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機のことをいう。
 - 3. 小型機とは、最大離陸重量が 5,700kg 以下の超軽量動力機を除く飛行機のことをいう。
 - 4. 平成 13年の件数は、10月以降のもの。



7 調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道事故)

(件)

| <u> </u> | | | | | | | | | | | | | | | (117 |
|--------------|---|-----|----|----|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|----|------|
| 事故等 | | 1 | 鉄 | I | 道 | | | | I | 軌 | | 道 | | | |
| 種類 | 列 | 列 | 列 | 踏 | 道 | 鉄 | 鉄 | 車 | 車 | 車 | 踏 | 道 | 人 | ш— | |
| | 車 | 車 | 車 | 切 | 路 | 鉄道人 | 道 | 両 | 両 | 両 | 切 | 路 | 身 | 物 | 計 |
| 3 4.左 | 衝 | 脱 | 火 | 障 | 障 | 身障害 | 物 | 衝 | 脱 | 火 | 障 | 障 | 障 | 損 | |
| 発生年 | 突 | 線 | 災 | 害 | 害 | :害 | 損 | 突 | 線 | 災 | 害 | 害 | 害 | | |
| 平成 13 年 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 平成 14 年 | 1 | 14 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 平成 15 年 | 1 | 20 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 平成 16 年 | 0 | 18 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 平成 17 年 | 2 | 20 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 |
| 平成 18 年 | 1 | 13 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 平成 19 年 | 0 | 12 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 |
| 平成 20 年 | 0 | 7 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 平成 21 年 | 0 | 5 | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 平成 22 年 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 9 |
| 平成 23 年 | 0 | 12 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 平成 24 年 | 0 | 13 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 20 |
| 平成 25 年 | 0 | 11 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 平成 26 年 | 1 | 9 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 平成 27 年 | 1 | 5 | 1 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 平成 28 年 | 0 | 7 | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 計 | 7 | 176 | 13 | 36 | 0 | 12 | 2 | 1 | 9 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 259 |

⁽注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。

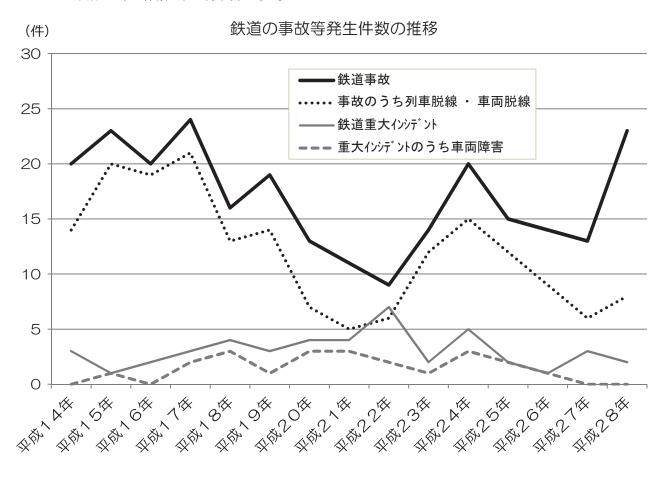
8 調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道重大インシデント)

| 事故等 | | | | 鉄 | | ; | 道 | | | | | | 軌 | | 道 | | | |
|---------|-------|------|------|------|------|------|------|------|--------|-----|--------|------|------|------|------|--------|-----|---|
| 至 | 閉そく違反 | 信号違反 | 信号冒進 | 本線逸走 | 工事違反 | 車両脱線 | 施設障害 | 車両障害 | 危険物漏えい | その他 | 保安方式違反 | 信号冒進 | 本線逸走 | 施設障害 | 車両障害 | 危険物漏えい | その他 | 計 |
| 平成 13 年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 平成 14 年 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 15 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 平成 16 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 平成 17 年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |

^{2.} 平成 13 年の件数は、10 月以降のもの。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | (IT) |
|------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|--------|-----|--------|------|------|------|------|--------|-----|------|
| * | | | | 鉄 | ŧ | ; | 道 | | | | | | 軌 | | 道 | | | |
| 事故等 種類 発生年 | 閉そく違反 | 信号違反 | 信号冒進 | 本線逸走 | 工事違反 | 車両脱線 | 施設障害 | 車両障害 | 危険物漏えい | その他 | 保安方式違反 | 信号冒進 | 本線逸走 | 施設障害 | 車両障害 | 危険物漏えい | その他 | 計 |
| 平成 18 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 平成 19 年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 20 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 平成 21 年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 平成 22 年 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 平成 23 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 平成 24 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 平成 25 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 平成 26 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 平成 27 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 28 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | 1 | 7 | 0 | 0 | 7 | 2 | 2 | 22 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 47 |

- (注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。
 - 2. 平成 13年の件数は、10月以降のもの。



9 水域別発生件数(船舶事故等)

(件)

| 水域 | | 領 海 内 | | 領海外 | 計 |
|---------|-------|---------|------|--------|-------|
| 発生年 | 特定港 | 12 海里以内 | 湖∙河川 | 限/年 7F | ĒΙ |
| 平成 19 年 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 20 年 | 227 | 576 | 15 | 55 | 873 |
| 平成 21 年 | 341 | 1,065 | 34 | 82 | 1,522 |
| 平成 22 年 | 308 | 906 | 38 | 82 | 1,334 |
| 平成 23 年 | 239 | 780 | 28 | 79 | 1,126 |
| 平成 24 年 | 227 | 804 | 31 | 53 | 1,115 |
| 平成 25 年 | 215 | 763 | 35 | 69 | 1,082 |
| 平成 26 年 | 193 | 762 | 31 | 44 | 1,030 |
| 平成 27 年 | 154 | 674 | 43 | 39 | 910 |
| 平成 28 年 | 169 | 584 | 41 | 26 | 820 |
| 計 | 2,073 | 6,917 | 296 | 529 | 9,815 |

⁽注) 平成 29 年 2 月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

10 事故等種類別発生件数(船舶事故等)

| 事故等 | | | | | 船 | 舶事問 | 文 | | | | | 船 | 舶イン | シデン | ト | 計 |
|---------|-------|-------|-------|----|-----|-----|----------|----|------|-------|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 種類 | 衝 | 衝突(※ | 乗 | 沈 | 浸 | 転 | 火 | 爆 | 施設等損 | 死傷 | その | 運航不 | 座 | 安全阻 | 運航阻 | |
| 発生年 | 突 | 単 | 揚 | 没 | 水 | 覆 | 災 | 発 | 傷 | 等 | 他 | 能 | 洲 | 害 | 害 | |
| 平成 19 年 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 20 年 | 181 | 101 | 255 | 12 | 4 | 28 | 15 | 3 | 30 | 61 | 0 | 54 | 34 | 8 | 87 | 873 |
| 平成 21 年 | 325 | 174 | 431 | 16 | 19 | 58 | 42 | 3 | 38 | 217 | 2 | 105 | 33 | 0 | 59 | 1,522 |
| 平成 22 年 | 356 | 180 | 369 | 15 | 18 | 50 | 35 | 2 | 26 | 146 | 0 | 83 | 16 | 0 | 38 | 1,334 |
| 平成 23 年 | 282 | 145 | 264 | 12 | 18 | 57 | 32 | 1 | 23 | 142 | 1 | 103 | 10 | 1 | 35 | 1,126 |
| 平成 24 年 | 246 | 132 | 264 | 5 | 21 | 55 | 44 | 2 | 34 | 155 | 0 | 113 | 5 | 4 | 35 | 1,115 |
| 平成 25 年 | 265 | 144 | 210 | 10 | 25 | 49 | 33 | 2 | 38 | 163 | 2 | 106 | 7 | 3 | 25 | 1,082 |
| 平成 26 年 | 266 | 115 | 213 | 7 | 11 | 61 | 35 | 1 | 37 | 150 | 3 | 92 | 15 | 0 | 24 | 1,030 |
| 平成 27 年 | 244 | 102 | 202 | 5 | 12 | 56 | 38 | 3 | 20 | 123 | 0 | 85 | 4 | 4 | 12 | 910 |
| 平成 28 年 | 211 | 88 | 155 | 3 | 21 | 46 | 26 | 2 | 20 | 143 | 0 | 84 | 5 | 4 | 12 | 820 |
| 計 | 2,376 | 1,182 | 2,365 | 85 | 149 | 460 | 300 | 19 | 266 | 1,300 | 8 | 825 | 129 | 24 | 327 | 9,815 |

⁽注) 1. 平成 29 年 2 月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

^{2.} 死傷等(他の事故種類に関連しないもの)は、死亡、行方不明及び負傷を含む事故の件数である。

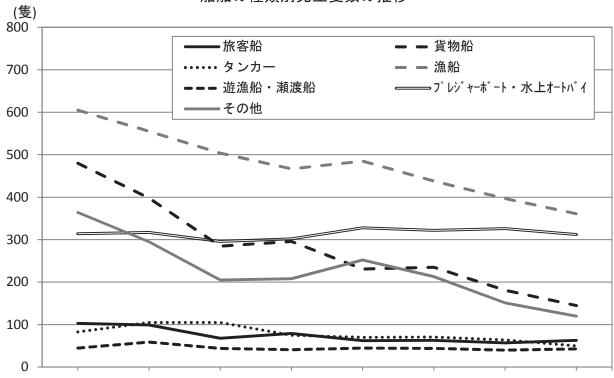
11 船舶の種類別発生隻数(船舶事故等)

(隻)

| | | | | | | | | | | | | | | (52) |
|---------|-----|-------|--------|-------|-------------|-----|----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|--------|
| 船舶 | 旅 | 貨 | タ | 漁 | 引 | 遊 | 瀬 | 作 | 非 | 公 | プレ | 水上 | そ | |
| 種類 | 客 | 物 | ン カ | | 船 • 押 | 漁 | 渡 | 業 | 自航 | 用 | レジャーボ | 上オートご | Ø | 計 |
| 発生年 | 船 | 船 | I | 船 | 船 | 船 | 船 | 船 | 船 | 船 | | バイ | 他 | |
| 平成 19 年 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 20 年 | 55 | 318 | 55 | 307 | 98 | 28 | 6 | 27 | 60 | 11 | 125 | 31 | 7 | 1,128 |
| 平成 21 年 | 103 | 480 | 83 | 605 | 163 | 39 | 6 | 35 | 104 | 40 | 249 | 65 | 22 | 1,994 |
| 平成 22 年 | 99 | 398 | 105 | 555 | 123 | 53 | 6 | 48 | 82 | 24 | 251 | 66 | 18 | 1,828 |
| 平成 23 年 | 68 | 285 | 105 | 504 | 89 | 38 | 6 | 29 | 50 | 16 | 250 | 46 | 21 | 1,507 |
| 平成 24 年 | 79 | 296 | 75 | 467 | 91 | 33 | 8 | 36 | 59 | 14 | 247 | 55 | 8 | 1,468 |
| 平成 25 年 | 62 | 231 | 70 | 485 | 100 | 41 | 4 | 37 | 72 | 24 | 264 | 64 | 19 | 1,473 |
| 平成 26 年 | 63 | 235 | 71 | 438 | 89 | 39 | 5 | 35 | 58 | 17 | 253 | 69 | 14 | 1,386 |
| 平成 27 年 | 57 | 181 | 64 | 397 | 53 | 33 | 7 | 27 | 46 | 13 | 278 | 48 | 12 | 1,216 |
| 平成 28 年 | 63 | 145 | 50 | 361 | 43 | 38 | 5 | 27 | 33 | 11 | 249 | 63 | 6 | 1,094 |
| 計 | 651 | 2,570 | 678 | 4,119 | 849 | 342 | 53 | 301 | 564 | 170 | 2,166 | 507 | 127 | 13,097 |

(注) 平成29年2月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

船舶の種類別発生隻数の推移



平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年

12 トン数別発生隻数(船舶事故等)

(隻)

| トン数発生年 | 20 トン未満 | 20~ 100 トン未満 | 100~ 200 トン未満 | 200~ 500 トン未満 | 500 〜 1,600 トン未満 | 1,600 ~ 3,000 トン未満 | 3,000 ~ 5,000 トン未満 | 5,000 ~ 10,000 トン未満 | 10,000 ~ 30,000 トン未満 | 30,000トン以上 | 未詳 | 計 |
|---------|------------|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------|-----|--------|
| 平成 19 年 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 平成 20 年 | 485 | 52 | 138 | 216 | 77 | 24 | 16 | 17 | 10 | 15 | 78 | 1,128 |
| 平成 21 年 | 903 | 89 | 230 | 288 | 116 | 42 | 34 | 49 | 30 | 14 | 199 | 1,994 |
| 平成 22 年 | 900 | 86 | 175 | 260 | 128 | 36 | 37 | 39 | 25 | 24 | 118 | 1,828 |
| 平成 23 年 | 823 | 59 | 142 | 194 | 101 | 39 | 18 | 32 | 21 | 17 | 61 | 1,507 |
| 平成 24 年 | 790 | 53 | 133 | 199 | 78 | 33 | 25 | 38 | 25 | 20 | 74 | 1,468 |
| 平成 25 年 | 881 | 44 | 113 | 142 | 93 | 47 | 27 | 36 | 19 | 17 | 54 | 1,473 |
| 平成 26 年 | 840 | 46 | 86 | 145 | 86 | 38 | 26 | 29 | 17 | 17 | 56 | 1,386 |
| 平成 27 年 | 762 | 43 | 66 | 112 | 65 | 32 | 18 | 27 | 22 | 19 | 50 | 1,216 |
| 平成 28 年 | 674 | 32 | 60 | 102 | 56 | 22 | 15 | 21 | 19 | 10 | 83 | 1,094 |
| 計 | 7,059 | 504 | 1,143 | 1,659 | 800 | 313 | 216 | 288 | 188 | 153 | 774 | 13,097 |

⁽注) 平成29年2月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

13 平成 28 年 事故等種類・船舶の種類別発生隻数(船舶事故等)

(隻)

| 事故等 | 船舶事故 | | | | | | | | | | | | 船舶インシデント | | | |
|----------------------|------|------|-----|---|--------|----|----|---|------|-----|----|-----|----------|-----|-----|-------|
| 種類 | 衝 | 衝突(単 | 乗 | 沈 | · 浸 | 転 | 火 | 爆 | 施設等損 | 死傷 | その | 運航不 | 座 | 安全阻 | 運航阻 | 計 |
| 船舶種類 | 突 | Ċ | 揚 | 没 | 水 | 覆 | 災 | 発 | 傷 | 等 | 他 | 能 | 洲 | 害 | 害 | |
| 旅客船 | 12 | 16 | 8 | 0 | 3 | 0 | 4 | 0 | 1 | 10 | 0 | 2 | 1 | 1 | 5 | 63 |
| 貨物船 | 69 | 24 | 24 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | 12 | 0 | 8 | 2 | 0 | 0 | 145 |
| タンカー | 23 | 4 | 8 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 8 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 50 |
| 漁船 | 159 | 11 | 51 | 2 | 11 | 18 | 14 | 1 | 4 | 61 | 0 | 29 | 0 | 0 | 0 | 361 |
| 引船•押船 | 20 | 3 | 9 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 43 |
| 遊漁船 | 18 | 3 | 6 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 38 |
| 瀬渡船 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 作業船 | 7 | 1 | 3 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 6 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 27 |
| 非自航船 | 15 | 3 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 33 |
| 公用船 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| プレジ*ャー ホ*ート 水上 | 89 | 15 | 43 | 1 | 3 | 25 | 2 | 0 | 8 | 19 | 0 | 38 | 2 | 1 | 3 | 249 |
| 水上 オートハ・イ | 22 | 9 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 63 |
| その他 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 計 | 443 | 92 | 164 | 3 | 22 | 51 | 27 | 2 | 25 | 159 | 0 | 85 | 5 | 4 | 12 | 1,094 |

⁽注) 1. 平成 29 年 2 月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの。

^{2.} 死傷等(他の事故種類に関連しないもの)は、死亡、行方不明及び負傷を含む事故の件数である。